

【指針本文】

1-2 工事入札契約段階

(適切な競争参加資格の設定)

＜競争に参加する資格を有する者の名簿の作成に際しての競争参加資格審査＞

各発注者において設定する審査項目の選定に当たっては、競争性の低下につながる
ことがないように留意する。

また、法令に違反して**社会保険等**（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）
に加入していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）を**工事の元請業者から排
除**するため、定期の競争参加資格審査等で必要な措置を講ずる。

【解 説】

○ **各発注者において設定する審査項目の選定** ①

各発注者において設定する審査項目の選定について、基本方針に以下のとおり定められている。

【各発注者において設定する審査項目の選定】

第2 3 技術的能力の審査の実施に関する事項

競争参加者の選定又は競争参加資格の確認に当たっては、当該工事を施工する上で必要な施
工能力や実績等について技術的能力の審査を行う。

技術的能力の審査は、有資格業者名簿の作成に際しての資格審査（以下「資格審査」とい
う。）及び個別の工事に際しての競争参加者の技術審査（以下「技術審査」という。）として実
施される。資格審査においては、公共工事の受注を希望する建設業者の施工能力の確認を行う
ものとし、技術審査においては、当該工事に関するその実施時点における建設業者の施工能力
の確認を行うものとする。

(1) 有資格業者名簿の作成に際しての資格審査

資格審査では、競争参加希望者の経営状況や施工能力に関し各発注者に共通する事項だけ
でなく、各発注者ごとに審査する事項を設けることができることとし、経営事項審査の結果
や必要に応じ工事実績、工事の施工状況の評価（以下「工事成績評定」という。）の結果（以
下「工事成績評定結果」という。）、建設業法（昭和24年法律第100号）第11条第2項
に基づき建設業者が国土交通大臣又は都道府県知事に提出する工事経歴書等を活用するもの
とする。なお、防災活動への取組等により蓄積された経験等の適切な項目を審査項目とする
ことも考えられるが、項目の選定に当たっては、競争性の低下につながることを留意するものとする。

(2) 個別工事に際しての競争参加者の技術審査

技術審査では、建設業者及び当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術
者」という。）の同種・類似工事の経験、配置予定技術者の有する資格、簡易な施工計画等の
審査を行うとともに、必要に応じ、配置予定技術者に対するヒアリングを行うことにより、
不良・不適格業者の排除及び適切な競争参加者の選定等を行うものとする。

同種・類似工事の経験等の要件を付する場合には、発注しようとする工事の目的、種別、
規模・構造、工法等の技術特性、地質等の自然条件、周辺地域環境等の社会条件等を踏ま
え、具体的に示すものとする。なお、工事の性格等に応じ、競争性の確保及び若年の技術者

の配置にも留意するものとする。

また、建設業者や配置予定技術者の経験の確認に当たっては、実績として提出された工事成績評価結果を確認することが重要であり、工事成績評価結果の平均点が一定の評点に満たない建設業者には競争参加を認めないこと、一定の評点に満たない実績は経験と認めないこと等により、施工能力のない建設業者を排除するとともに、建設業者による工事の品質向上の努力を引き出すものとする。

(3) 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等

将来の公共工事の品質確保のためには、競争参加者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）が現時点で技術的能力を有していることに加え、中長期的な技術的能力を確保していることが必要である。そのためには、競争参加者における中長期的な技術的能力確保のための取組状況等に関する事項について、入札及び契約における手続の各段階において、各段階における審査又は評価の趣旨を踏まえ、発注に係る公共工事の性格や地域の実情等に応じ、審査し、又は評価するように努めるものとする。当該審査又は評価の項目としては、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保状況、建設機械の保有状況、災害協定の締結等の災害時の工事実施体制の確保状況等が挙げられるが、発注者は、発注する公共工事の性格、地域の実情等に応じて適切に項目を設定するものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」
(令和元年 10 月閣議決定)

(参考法令等)

- i) 基本方針 第 2 技術的能力の審査の実施に関する事項

○ 社会保険等に参加していない建設業者を公共工事の元請業者から排除

1) 2) 3)

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

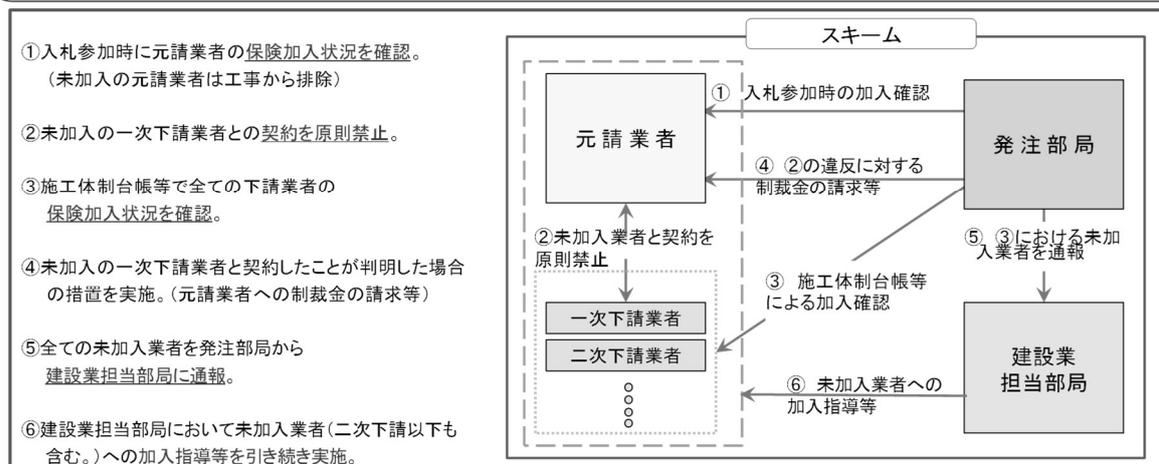
国土交通省では、法令上負担すべき法定福利費を負担しない建設業者を排除し、公平で健全な競争環境を構築する観点から、社会保険等未加入業者を元請業者から排除している。

具体的な手法は、以下のとおりである。

- ・ 定期（随時）の競争参加資格審査の際に、社会保険等未加入業者の申請を受け付けない。
- ・ 個別の発注工事において設定する競争参加資格要件において、社会保険等未加入業者には競争参加資格を認めない。
- ・ 社会保険等未加入業者を確認した際に、加入指導を実施し、又は建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報する。

【国土交通省における社会保険等未加入対策】

- 平成26年8月1日以降に入札手続を開始する国土交通省直轄工事において、
 - ・ 社会保険等未加入建設業者に対する指導監督を強化する。
 - ・ 元請業者及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請業者につき、社会保険等加入業者に限定する。
(※)建築一式工事の場合は4500万円



- 平成27年度以降は、競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入建設業者に限定する。

出典) 国土交通省作成資料

また、地方公共団体に対して国土交通省と同様の取組の検討を開始するようお願いしている。

【建設業者の社会保険等未加入対策】

建設業者の社会保険等未加入対策については、従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から建設業所管部局において取り組んできたところですが、この度、平成26年8月1日以降に入札公告等を行う国土交通省発注工事において、元請業者及び一次下請業者を社会保険等加入業者に限定する取組を実施することとしました。

既に、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成26年1月30日付国土入企第29号）」において、同様の取組の検討を開始していただくようお願いしているところですが、各都道府県・政令指定都市におかれても、国土交通省における取組を参考として、さらに検討を進めていただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市除く。）の長に対しても、本通知の周知徹底をお願いいたします。

出典)「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」
(平成26年5月国土交通省)

また、建設業者の社会保険等への加入を促進するための措置として、予定価格の事後公表に併せて予定価格に含まれる法定福利費概算額を公表している。

【予定価格に含まれる法定福利費概算額の公表（参考様式）】

入札調書（総合評価落札方式）

1. 件名	〇〇〇〇工事	予定価格	〇〇〇〇円
2. 所属事務所	〇〇事務所	調査基準価格	〇〇〇〇円
3. 入札日時	平成〇〇年〇月〇日〇時〇分	基準評価値	〇〇〇〇円
		標準点	〇〇〇〇円
		(参考)上記予定価格に含まれる法定福利費概算額	〇〇〇〇円 (脚注参照)

業者名	第1回				第2回				備考	摘要
	入札価格	加算点+施工体制評価点	標準点+加算点+施工体制評価点	評価値	入札価格	加算点+施工体制評価点	標準点+加算点+施工体制評価点	評価値		
(株)〇〇建設	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇						落札
〇〇組(株)	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇						
△△建設(株)	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇						
(株)△△建設	〇〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇						

上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額である。
脚注:「(参考)上記予定価格に含まれる法定福利費概算額」は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額である。当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費(営繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費)に含まれる法定福利費について、本件工事に係る官積上の予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等に応じて決定される。

出典) 国土交通省作成資料

(参考資料)

- 1) 「工事請負業者選定事務処理要領」(昭和41年12月(最終平成31年3月)国土交通省)
- 2) 「発注者と建設業所管部局が連携した建設業者の社会保険等未加入対策について」
(平成26年5月国土交通省)
- 3) 「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月(最終平成31年8月)国土交通省)

法定福利費の概算額の算出に当たり、参考になっている予定価格に占める法定福利費の平均割合は、以下のとおりである。

【国土交通省直轄工事における予定価格に占める法定福利費の平均割合の例】

(単位：%)

工 種	工事価格に占める 法定福利費の平均割合
河川工事	4.01
河川・道路構造物工事	3.58
海岸工事	3.46
道路改良工事	3.71
鋼橋架設工事	2.85
P C橋工事	3.90
舗装工事	3.95
砂防・地すべり等工事	4.16
公園工事	4.16
電線共同溝工事	4.38
情報ボックス工事	4.13
橋梁保全工事	3.95
道路維持工事	4.75
河川維持工事	6.49
共同溝工事（1）	4.39
共同溝工事（2）	3.06
トンネル工事	4.68
コンクリートダム工事	4.47
フィルダム工事	2.34
下水道工事（1）	4.09
下水道工事（2）	4.45
下水道工事（3）	3.89

出典)「平成31年度「間接工事費の実績変更対象費の割合」及び「法定福利費の割合」について」
(平成31年3月国土交通省)

なお、競争参加資格確認段階における社会保険等の加入状況の確認については、経営事項審査の総合評定値通知書における「保険加入の有無」欄を確認している。

【経審総合評定値通知書の確認】

様式第二十五号の十二（第十九条の九、第二十一条の四関係）

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

経営規模等評価の結果を通知します。
総合評定値

許可 ー 号
審査基準日 平成 年 月 日

電話 番号
資本金額
完成工事高/売上高 (%)
行政 記入 種

平成 年 月 日

印

許可区分	建設工事の種類	総合評定値 (P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						自己資本額及び利益額		
			年平均	評点 (X ₁)	年平均	一級	二級	その他	評点 (Z)	自己資本額 X	利益額 Y		
土	木 ー 式												
	プレストレストコンクリート構造物												
建	築 一 式												
大	工												
左	管												
	とび・土工・コンクリート												
	法 面 処 理												
	掘 削												
	電 気												
	水 道 施 設												
	消 防 施 設												
	清 掃 施 設												
	そ の 他												
	合 計												

その他の審査項目（社会保険等） 数値等

雇用保険加入の有無

健康保険加入の有無

厚生年金保険加入の有無

福祉厚生年金基金加入の有無

退職一時金制度等 社会年金制度加入の有無

法定外労働災害 労災加入の有無

労働福祉 労 務 の 状 況

科目	決算	科目	決算	経営状況	決算	経営
固定資産	売上高	純支払利息比率	決算	自己資本対		
流動負債	売上総利益	負債回転期間	決算	自己資本		
固定負債	受取利息配当金	総売上総利益率	決算	営業キヤッ		
利益剰余金	支払利息	売上高経常利益率	決算	利益		
自己資本	経常利益	評 点		点 (Y)		
総資本 (当期)	営業利益A					
総資本 (前期)	営業利益B (前期)					

「有」又は「除外」となっているか確認

- ・雇用保険加入の有無
- ・健康保険加入の有無

出典) 国土交通省作成資料

【指針本文】

＜個別工事に際しての競争参加者の技術審査等＞

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び工事成績（以下「施工実績」という。）や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、**適切な競争参加資格を設定**する。その際、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等（官公需適格組合を含む。）が競争に参加することができる方式を活用する。

また、豊富な施工実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用、民間発注工事や海外での施工経験を有する技術者の活用も考慮した**要件緩和**、災害時の施工体制や活動実績の評価など適切な競争参加資格の設定に努める。

施工実績を競争参加資格に設定する場合には、工事の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、**施工実績の確認**に当たっては、一定の成績評定点に満たないものは施工実績として認めないこと等により施工能力のない者を排除するなど適切な審査を実施する。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業等の**不良不適格業者の排除の徹底**を図る。

さらに、技術者の資格や実績をコリンズ（工事实績情報システム）等へ登録するよう受注者へ促すとともに、技術者の情報を一元的に把握できる取組（技術者情報ネットワーク）の活用を図る等、発注者と競争参加者の負担軽減等に努める。また、所要の知識・技術・資格を備えている者の仕様書への位置付けや、必要に応じた手持ち工事量の制限など、工事の品質を確保する措置を講じる。

【解説】

○ **適切な競争参加資格を設定、施工実績の確認** 1) 1) 1)

予算決算及び会計令第 73 条や地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 に基づく競争参加資格の設定は、適正化指針において、対象工事について施工能力を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図るものとされている。

国土交通省では、以下のとおり、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、「同種工事の施工実績」や「地理的条件」、「資格」等の技術的能力の審査基準を具体的に設定している。

【技術的能力の審査（競争参加資格の確認）】

(1) 企業・技術者の能力等

○同種工事の施工実績

- ・過去 15 年間に於ける元請けとして完成・引渡し完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関の工事を含む）を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が 65 点未満の工事は対象外とする。
- ・CORINS 等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- ・工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。ただし、工事難易度が低いと地方整備局長及び事務所長が認める工事の競争参加資格においては、参加企業・技術者に関する過去の実績の工事量による設定（例えば橋梁の長さ（何m以上）、施工面積（何㎡以上）、施工量（何㎡以上）等）を行わないこととし、総合評価の段階で

評価する。

(「一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行について」
(平成22年3月29日付け 国地契第39号、国官技第371号、国営計第104号) 参照)

- ・配置予定技術者の施工実績については、求める施工実績(要求要件)に合致する工事内容に従事したかの審査を行う。また、工事における立場(監理(主任)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか)は問わないものとし、立場を考慮する場合には総合評価の段階で評価する。

○地理的条件

- ・要件として設定する場合、競争性を確保する。

○資格

- ・要求基準を満たす配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者)を当該工事に専任で配置する。
- ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成25年3月(最終平成28年4月)国土交通省)

○ 施工実績の要件を緩和

国土交通省では、工事の性格、地域の実情を踏まえ、配置予定技術者の同種工事の経験等の施工実績の要件を緩和する取組を実施している。

【同種工事の実績評価(配置予定技術者)の緩和(中国地方整備局)】

- ▶配置予定技術者における競争参加資格の実績要件及び総合評価の実績評価を緩和。
- ▶施工能力評価型I型II型で適用

《 現 行 》

- ◇競争参加資格の要件(配置予定技術者)
・「同種工事の施工実績」とする。

例1)道路改良工事(切土工事)の場合
掘削又は切土の施工実績を有すること。
例2)道路改良工事(盛土工事)の場合
盛土の施工実績を有すること。
- ◇総合評価の評価方法(配置予定技術者)
・配置予定技術者の同種工事の実績については、当該工事と同等規模を基準に「より高い同種性が認められる工事」、「高い同種性が認められる工事」、「同種性が認められる工事」の3段階で評価を行うことを原則とする。

例1)道路改良工事(切土工事)の場合
より高い同種性・・・掘削の土量が10,000m3以上
高い同種性・・・掘削の土量が5,000m3以上
10,000m3未満
同種性・・・掘削の土量が5,000m3未満

《 緩 和 》

- ◇競争参加資格の要件(配置予定技術者)
・「同種工事の施工実績」を当該工事の主要工種で幅広く設定する。(複数の工種を設定)
例1)道路改良工事の場合
道路土工又は防護柵工又は排水構造物工の施工実績を有すること。
例2)法面工事の場合
法面工又は道路土工又は擁壁工の施工実績を有すること。
- ◇総合評価の評価方法(配置予定技術者)
・競争参加資格要件で設定した工種のうち、主たる工種の施工実績がある場合に優位に評価し、2段階で評価する。(チャレンジ型と同様)

例1)道路改良工事の場合
より同種性・・・道路土工の施工実績
同種性・・・防護柵工又は排水構造物工の施工実績

出典)「令和元年度の入札・契約方針」(令和2年1月国土交通省中国地方整備局作成資料)

(参考法令等)

- i)「予算決算及び会計令」第73条(契約担当官等が定める一般競争参加者の資格)
- ii)「地方自治法施行令」第167条の5の2

(参考資料)

- 1)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成25年3月(最終平成28年4月)国土交通省)

○ 不良不適格業者の排除の徹底 ¹⁾

不良不適格業者は、適正かつ公正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、適正な費用による施工等の支障となる。不良不適格業者の排除については、適正化指針において以下のとおり定められている。

【不良・不適格業者の排除】

第2 6 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

(1) 不良・不適格業者の排除に関すること

不良・不適格業者とは、一般的に、技術力、施工能力を全く有しないいわゆるペーパーカンパニー、経営を暴力団が支配している企業、対象工事の規模や必要とされる技術力からみて適切な施工が行い得ない企業、過大受注により適切な施工が行えない企業、建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業等を指すものであるが、このような不良・不適格業者を放置することは、適正かつ公正な競争を妨げ、公共工事の品質確保、適正な費用による施工等の支障になるだけでなく、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発達を阻害することとなる。

また、建設業許可や経営事項審査の申請に係る虚偽記載を始めとする公共工事の入札及び契約に関する様々な不正行為は、主としてこうした不良・不適格業者によるものである。

このため、建設業許可行政庁等においては、建設業法に基づく処分やその公表等を厳正に実施し、また、各省各庁の長等においては、それらの排除の徹底を図るため、公共工事の入札及び契約に当たり、次に掲げる措置等を講ずるとともに、建設業許可行政庁等に対して処分の実施等の厳正な対応を求めるものとする。

イ 一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者が現場で専任できるかどうかを確認すること。なお、監理技術者の職務を補佐する者として、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務が認められることに留意すること。また、営業所に専任で配置されている技術者と監理技術者が兼務をしていないことも確認すること。

ロ 工事の施工に当たって、発注者支援データベースの活用のほか、法第15条第2項の規定に基づく施工体制台帳の提出、同条第1項の規定に基づく施工体系図の掲示を確実に行わせるとともに、工事着手前に監理技術者資格者証の確認を行うこと。

ハ 工事現場への立入点検により、監理技術者の専任の状況や施工体制台帳、施工体系図が工事現場の実際の施工体制に合致しているかどうか等の点検を行うこと。

ニ 検査に当たって、監理技術者の配置等に疑義が生じた場合は、適正な施工が行われたかどうかの確認をより一層徹底すること。

ホ 経営を暴力団が支配している企業等の暴力団関係企業が公共工事からの確に排除されるよう、各省各庁の長等は、警察本部との緊密な連携の下に十分な情報交換等を行うよう努めるものとする。

また、暴力団員等による公共工事への不当介入があった場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を徹底するとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用により、その排除の徹底を図るものとする。

へ 社会保険等未加入業者については、前述のとおり、定期の競争参加資格審査等により元請業者から排除するほか、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止することや、

社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和元年10月閣議決定)

(参考法令等)

i) 適正化指針 第2 6 (1) 不良・不適格業者の排除に関すること

【指針本文】

(工事の性格等に応じた技術提案の評価内容の設定)

発注者は、発注する工事の内容に照らして必要がないと認める場合を除き、競争に参加しようとする者に対し**技術提案を求めよう努める**¹⁾。

この場合、求める技術提案は高度な技術を要するものに限らず、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事については、技術審査において審査する施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として求めることも可能とする。

競争に参加しようとする者に対し**高度な技術等を含む技術提案を求める場合は、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる**。この場合、技術提案の評価に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取する。

競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める場合には、技術提案に係る事務負担に配慮するとともに、工事の性格、地域の実情等を踏まえた**適切な評価内容を設定**する。その際、**過度なコスト負担を要する（いわゆるオーバースペック）と判断される技術提案**は、優位に評価しないこととし、評価内容を設定する。

技術提案の評価は、事前に提示した評価項目、評価基準及び得点配分に従い評価を行うとともに、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際して、評価の方法や内容を公表する。その際、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等その取扱いに留意する。

技術提案の評価において、**提案内容の一部を改善**することで、より優れたものとなる場合等には、提案を改善する機会を与えることができる。この場合、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程の概要を速やかに公表する。なお、技術提案の改善を求める場合には、特定の者に対してのみ改善を求めるなど特定の者だけが有利となることのないようにする。

また、落札者を決定した場合には、技術提案について**発注者と落札者の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、履行を確保するための措置、履行できなかった場合の措置**及び設計変更に当たっての措置について契約上取り決める。

参考

1) 例えば、「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

【解説】

○ 技術提案を求めよう努める¹⁾

公共工事の品質確保を図るためには、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。

総合評価落札方式は、技術提案を募集するなどにより、入札者に工事価格及び性能等をもって申し込みをさせ、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式である。

国土交通省では、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等

を含む高度な技術提案を求めると、又は発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に、技術提案を求める総合評価落札方式（技術提案評価型総合評価落札方式）を適用している。

（技術提案を求める方式の詳細については、「運用指針の解説 Ⅲ. 1. (3) 落札者の選定方法の選択」P.194～を参照。）

○ 高度な技術等を含む技術提案を求める場合は、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成する¹⁾

国土交通省では、最も優れた技術提案を採用できるよう、予定価格の算定方法選定の考え方について、以下のとおり運用している。

【予定価格の算定方法選定の考え方】

競争参加者から再提出された技術提案の技術評価点と、当該技術提案を実施するために必要な設計数量等をもとに算定した価格（以下「見積価格」という。）に基づき、予定価格の算定方法を選定する。予定価格の算定方法は以下の4つの方法が考えられる。

- ① 評価値の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
- ② 技術評価点の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
- ③ 見積価格の最も高い技術提案に基づく価格を予定価格とする。
- ④ 技術評価点の最も高い技術提案が評価値も最も高くなる価格（最も高い技術評価点を最も高い評価値で除して得られた値）を予定価格とする。

これらのうち、結果として最も優れた技術提案を採用できるように、②技術評価点の最も高い技術提案に基づき予定価格を算定することを基本とする。ただし、工事内容や評価項目、評価結果等によっては学識経験者の意見を踏まえた上で他の方法を採用してもよい。

なお、予定価格の算定方法を選定する際の見積価格については、提出された設計数量等をそのまま使用するものとするが、予定価格を算定するには「(2)1設計数量等の確認」により競争参加者が提出した数量等を精査した上で使用する必要があることに留意する。

（参考資料）

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成25年3月（最終平成28年4月）国土交通省）

【予定価格の算定方法選定の考え方】(つづき)

表 予定価格の算定方法選定の考え方

予定価格の算定方法	長 所	短 所
① 評価値の最も高い技術提案に基づく価格 [図中のB]	● VFMの考え方に則っており、予定価格の意味合いが明確。	● Bの見積価格が安い場合には落札者が限定される可能性が高く、最終的に評価値の高い提案を採用できないことがあり得る。
② 技術評価点の最も高い技術提案に基づく価格 [図中のE]	● 技術的に最も優れた技術提案が排除されない。 ● 入札時点での競争性が確保される可能性が高い。	● 評価値の最も高い提案に比べて評価値が低く、その分価格が割高となっている。
③ 見積価格の最も高い技術提案に基づく価格 [図中のD]	● 予定価格を上回る入札が行われる可能性が低い。 ● 入札時点での競争性が確保される。	● 評価値の最も高い提案に比べて評価値が低く、その分価格が割高となっている。
④ 技術評価点の最も高い技術提案が評価値も最も高くなる価格 [図中のE’]	● 技術的に最も優れた技術提案を採用できる可能性がある。 ● VFMの考え方に則っており、割高な予定価格となることを防止できる。	● 予定価格に対応する工事内容が存在せず、仮想的な予定価格になる。

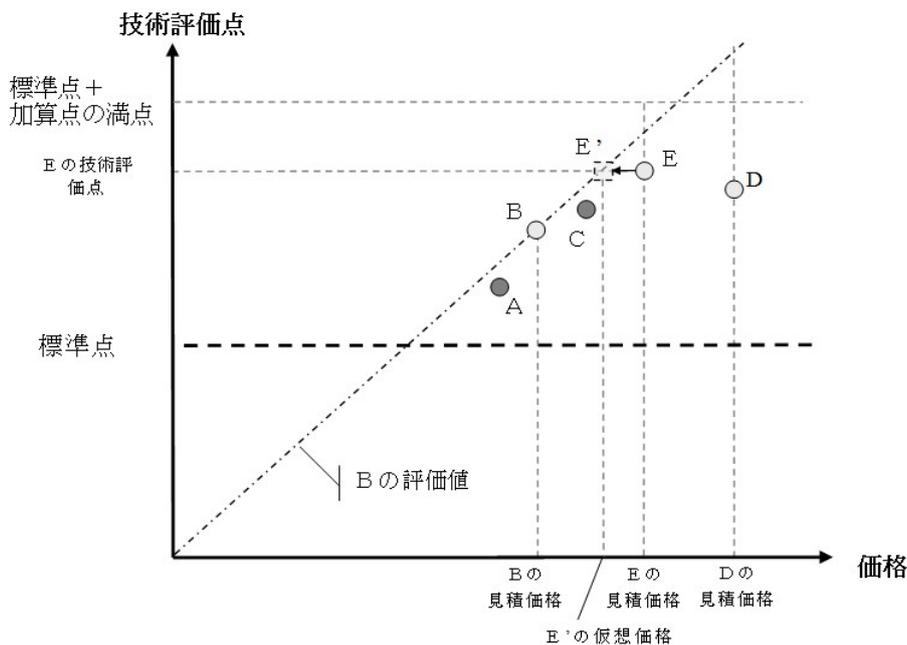


図 予定価格の算定方法選定のイメージ

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成 25 年 3 月 (最終平成 28 年 4 月) 国土交通省)

なお、技術提案の審査に当たっては、競争参加者からの技術提案をもとに作成する予定価格の妥当性を確保するため、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴くこととしている。

【学識経験者の意見聴取】

A. 意見聴取の方法

学識経験者への意見聴取の時期は、技術対話後、入札前を基本とし、予定価格情報の管理の観点から、意見を聴く学識経験者の数は必要最小限とするとともに、その匿名性や守秘義務の確保、及び資料の管理等について十分留意する。

B. 意見聴取の内容

学識経験者の意見聴取は、予定価格の積算額ではなく、予定価格の作成方法や考え方等について意見を聴くものとする。

なお、意見聴取した結果に基づき作成した予定価格については、発注者が妥当性の説明責任をもって決定することに留意する。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成 25 年 3 月 (最終平成 28 年 4 月) 国土交通省)

○ 適切な評価内容を設定 ^{1) 1)}

適切な技術提案の審査・評価については、基本方針において以下のとおり定められている。

【技術提案の適切な審査・評価】

第 2 4 多様な入札及び契約の方法

発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、以下に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組み合わせによることができる。

なお、多様な入札及び契約の方法の導入に当たっては、談合などの弊害が生ずることのないようその防止について十分配慮するとともに、入札及び契約の手続における透明性、公正性、必要かつ十分な競争性を確保するなど必要な措置を講ずるものとする。

(1) 競争参加者の技術提案を求める方式

①技術提案の求め方

発注者は、競争に参加しようとする者に対し、発注する工事の内容に照らし、必要がないと認める場合を除き、技術提案を求めるよう努めるものとする。

この場合、求める技術提案は必ずしも高度な技術を要するものではなく、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事においては、技術審査において審査した施工計画の工程管理や施工上配慮すべき事項、品質管理方法等についての工夫を技術提案として扱うなど、発注者は、競争参加者の技術提案に係る負担に配慮するものとする。

(参考法令等)

i) 基本方針 第 2 4 (1) 競争参加者の技術提案を求める方式

(参考資料)

1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成 25 年 3 月 (最終平成 28 年 4 月) 国土交通省)

また、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、例えば、設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）等により、工事目的物自体についての提案を認めるなど提案範囲の拡大に努めるものとする。この場合、事業の目的、工事の特性及び工事目的物の使用形態を踏まえ、安全対策、交通・環境への影響及び工期の縮減といった施工上の提案並びに強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和及びライフサイクルコストといった工事目的物の性能等適切な評価項目を設定するよう努めるものとする。

②技術提案の適切な審査・評価

一般的な工事において求める技術提案は、施工計画に関しては、施工手順、工期の設定等の妥当性、地形・地質等の地域特性への配慮を踏まえた提案の適切性等について、品質管理に関しては、工事目的物が完成した後は確認できなくなる部分に係る品質確認頻度や方法等について評価を行うものとする。これらの評価に加えて、競争参加者の同種・類似工事の経験及び工事成績、配置予定技術者の同種・類似工事の経験、配置予定技術者の有する資格、防災活動への取組等により蓄積された経験等についても、技術提案とともに評価を行うことも考えられる。

また、これらの評価に加え、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の提案や構造物の品質の向上を図るための高度な技術提案を求める場合には、提案の実現性、安全性等について審査・評価を行うものとする。技術提案の評価は、事前に提示した評価項目について、事業の目的、工事特性等に基づき、事前に提示した定量的又は定性的な評価基準及び得点配分に従い、評価を行うものとする。

なお、工事目的物の性能等の評価点数について基礎点と評価に応じて与えられる得点のバランスが適切に設定されない場合や、価格評価点に対する技術評価点の割合が適切に設定されない場合には、品質が十分に評価されない結果となることに留意するものとする。

各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等取扱いに留意するものとする。その上で、採用した技術提案や新技術について、評価・検証を行い、公共工事の品質確保の促進に寄与するものと認められる場合には、以後の公共工事の計画、調査等、施工及び管理の各段階に反映させ、継続的な公共工事の品質確保に努めるものとする。

発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用せず、提案した者を落札者としなないことができる。

また、技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）で落札者を決定した場合には、落札者決定に反映された技術提案について、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとする。

(2) 段階的選抜方式

競争参加者が多数と見込まれる場合においてその全ての者に詳細な技術提案を求めることは、発注者、競争参加者双方の事務負担が大きい。その負担に配慮し、発注者は、競争参加者が多数と見込まれるときその他必要と認めるときは、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

なお、当該段階的な選抜は、一般競争入札方式の総合評価落札方式における過程の中で行うことができる。加えて、本方式の実施に当たっては、必要な施工技術を有する者の新規の競争参加が不当に阻害されることのないよう、また、恣意的な選抜が行われることのないよう、案件ごとに事前明示された基準にのっとり、透明性をもって選抜を行うこと等その運用について十分な配慮を行うものとする。

(3) 技術提案の改善

発注者は、技術提案の内容の一部を改善することで、より優れた技術提案となる場合や一部の不備を解決できる場合には、技術提案の審査において、提案者に当該技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合、発注者は、透明性の確保のため、技術提案の改善に係る過程について、その概要を速やかに公表するものとする。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要である。

(4) 技術提案の審査及び価格等の交渉による方式（技術提案・交渉方式）

技術的難易度が高い工事等仕様の確定が困難である場合において、自らの発注の実績等を踏まえて必要があると認めるときは、技術提案を広く公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえて予定価格を定めるものとする。

(5) 高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格

競争参加者からの積極的な技術提案を引き出すため、新技術及び特殊な施工方法等の高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めた場合には、経済性に配慮しつつ、各々の提案とそれに要する費用が適切であるかを審査し、最も優れた提案を採用できるよう予定価格を作成することができる。この場合、当該技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な立場から判断できる学識経験者の意見を聴取するものとする。

(6) 地域における社会資本の維持管理に資する方式

災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に、かつ効率的・持続的に行われるために、発注者は、必要があると認めるときは、地域の実情に応じて、工期が複数年度にわたる公共

工事を一の契約により発注する方式、複数の工事を一の契約により発注する方式、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合や地域維持型建設共同企業体（地域の建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される建設共同企業体をいう。）が競争に参加することができることとする方式などを活用することとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」
(令和元年 10 月閣議決定)

国土交通省における工事目的物に対する提案を求める場合や高度な施工技術や特殊な施工方法等の技術提案を求める場合の評価項目の設定の例については、以下のとおりである。

【技術提案に関する評価項目の例】

分類	評価項目	
	定性評価	定量評価
総合的なコストの縮減	使用材料等の耐久性	ライフサイクルコスト(維持管理費)、補償費*
工事目的物の性能・機能の向上	品質管理方法	
	景観	
		機械設備等の処理能力
社会的要請への対応		施工期間(日数)
	貴重種等の保護・保全対策	
	汚染土壌の処理対策	
	地滑り・法面崩落危険指定地域内の対策	
	周辺住民の生活環境維持対策	施工中の騒音値、振動、粉塵濃度、CO ₂ 排出量
	現道の交通対策	交通規制期間
	濁水処理対策	濁水発生期間、pH 値、SS 値

※工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の縮減相当額を評価する場合、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成 25 年 3 月(最終平成 28 年 4 月)国土交通省)

国土交通省では、競争参加者に対し技術提案を求める場合は、発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、入札説明書等の契約図書において施工条件や要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）の明示の徹底を図ることとしている。

【技術提案に係る要求要件の設定の例】

表 技術提案に係る要求要件の設定例（1）定量評価の場合

評価項目	最低限の要求要件	技術提案の上限値	上限値の設定根拠
水質汚濁対策 (pH値, SS値)	工事排水 pH値 8.5以下	工事排水 pH値 7.0	中性である pH 値 7.0 を上限値として設定
	SS値 25mg/L以下 (生活環境の保全に関する環境基準 河川AA類型)	SS 値 15mg/L	当該工事期間(12月～3月)と同じ月の過去3カ年の平均測定値を上限として設定
騒音低減対策 (dB(A))	発電機室内騒音 85dB(A)以下	発電機室内騒音 75dB(A)以下	発電機・原動機共通筐体の標準的遮音性能を上限値として設定
現道作業時間 (時間)	作業時間 8時間以下	作業時間 4時間	標準案1班体制に対し3班体制を想定した場合の作業時間を上限として設定
アスファルト再生材の使用量 (t)	AS再生材使用量 320t超	AS再生材使用量 806t	舗装再生便覧(日本道路協会)に基づき上限値を設定

表 技術提案に係る要求要件の設定例（2）定性評価の場合

評価項目	入札説明書への記載例
共通	<ul style="list-style-type: none"> ●本工事は、施工方法等の技術提案を受け付け、標準案に基づき算定する予定価格の範囲内において、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型S型）の工事である。 ●施工方法等の技術提案は各課題に対し最大5項目（各項目についてA4用紙〇枚以内）までの提案とし、工事の品質向上に資する提案を評価の対象とする。
盛土の品質管理	●管理基準値の設定の引き上げや、使用材料（購入土）、施工方法（30t以上BD）等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。
粉塵対策	●工法変更（散水による粉塵防止から粉塵防止材等の変更を含む）、機械設備の設置、専任の作業員（道路監視員など）の配置等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。
コンクリートの品質管理	●特記仕様書（案）に示すコンクリートの配合を大幅に変更して品質の安定化を図る方法等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成25年3月(最終平成28年4月)国土交通省)

○ 過度なコスト負担を要する（いわゆるオーバースペック）と判断される技術提案

1) 2)

過度なコスト負担を要する（いわゆるオーバースペック）と判断される技術提案は、提案の履行に過剰な費用を要する場合において、契約額の範囲で必要な品質を確保しようとするれば、技術提案以外の部分での疎漏・粗雑な施工などにつながるおそれがある。

国土交通省では、オーバースペックと判断する場合の事例等についてとりまとめるなど、工事における必要度・重要度に照らし、必要な範囲を超えて過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しないようにするための取組を進めている。

【提案に対し、オーバースペックと判断する場合がある事例】

工種	工事内容	発注者側が設定した評価項目	オーバースペックと見なされる技術提案内容	
			技術提案内容	その理由
共通	一般土木(トンネル工事) 一般土木(橋梁基礎工事) プレストレスト-コンクリート	コンクリートの耐久性向上対策	◇温度条件が一般的な現場において、品質向上のために暑中コンクリート、寒中コンクリートを使用するという提案	品質確保上「コンクリート標準示方書」に品質が確保されるよう対処すべきこととして定められているため
一般土木	コンクリート構造物工事	コンクリートの品質・耐久性向上	◇ひび割れ防止目的のコンクリート混和材料を2種併用し、過大な費用を要する提案	同一の部位において同一の目的で使用する材料の併用や複数の提案を実施することによる改善効果に対して過剰な費用を要すと判断
			◇必要性が低いと判断される部位へのコンクリート混和材料の使用に過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すと判断
			◇低発熱ホルトランドセメントの使用に加えて高強度コンクリートに変更し、過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すと判断

出典)「総合評価方式における技術提案のオーバースペック事例集」(平成23年3月国土交通省)

【入札説明書への記載】

2-3-2 技術提案

発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、入札説明書等の契約図書において施工条件や要求要件（最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値）の明示の徹底を図る必要がある。技術提案に係る要求要件（最低限の要求要件及び上限値）の設定例を表2-4及び表2-5に示す。

また、発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないように努めることとする。

表 2-4 技術提案に係る要求要件の設定例（1）定量評価の場合

評価項目	最低限の要求要件	技術提案の上限値	上限値の設定根拠
水質汚濁対策 (pH値, SS値)	工事排水 pH値 8.5以下	工事排水 pH値 7.0	中性である pH 値 7.0を上限値として設定
	SS値 25mg/L以下 (生活環境の保全に関する環境基準 河川AA類型)	SS値 15mg/L	当該工事期間(12月～3月)と同じ月の過去3カ年の平均測定値を上限として設定
騒音低減対策 (dB(A))	発電機室内騒音 85dB(A)以下	発電機室内騒音 75dB(A)以下	発電機・原動機共通筐体の標準的遮音性能を上限値として設定
現道作業時間 (時間)	作業時間 8時間以下	作業時間 4時間	標準案1班体制に対し3班体制を想定した場合の作業時間を上限として設定
アスファルト再生材の使用量 (t)	AS再生材使用量 320t超	AS再生材使用量 806t	舗装再生便覧(日本道路協会)に基づき上限値を設定

表 2-5 技術提案に係る要求要件の設定例（2）定性評価の場合

評価項目	入札説明書への記載例
共通	<ul style="list-style-type: none"> ●本工事は、施工方法等の技術提案を受け付け、標準案に基づき算定する予定価格の範囲内において、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型S型）の工事である。 ●施工方法等の技術提案は各課題に対し最大5項目（各項目についてA4用紙〇枚以内）までの提案とし、工事の品質向上に資する提案を評価の対象とする。
盛土の品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ●管理基準値の設定の引き上げや、使用材料（購入土）、施工方法（30t以上BD）等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。
粉塵対策	<ul style="list-style-type: none"> ●工法変更（散水による粉塵防止から粉塵防止材等の変更を含む。）、機械設備の設置、専任の作業員（道路監視員など）の配置等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。
コンクリートの品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ●特記仕様書（案）に示すコンクリートの配合を大幅に変更して品質の安定化を図る方法等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合はより優位に評価しない。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
 (平成25年3月(最終平成28年4月)国土交通省)

(参考資料)

- 1) 「総合評価方式における技術提案のオーバースペック事例集」(平成23年3月国土交通省)
- 2) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
 (平成25年3月(最終平成28年4月)国土交通省)

○ 提案内容の一部を改善 ¹⁾

国土交通省では、技術提案の内容の一部を改善することでより優れた技術提案となる場合や、一部の不備を解決できる場合には、発注者と競争参加者の技術対話を通じて、発注者から技術提案の改善を求め、又は競争参加者に改善を提案する機会を与えることができることとしている。

【技術対話の実施】

1) 技術対話の範囲

技術対話の範囲は、技術提案及び技術提案に係る施工計画に関する事項とし、それ以外の項目については、原則として対話の対象としない。

2) 技術対話の対象者

技術対話は、技術提案を提出したすべての競争参加者を対象に実施する。競争参加者間の公平性を確保するため、複数日に跨らずに実施することを基本とし、競争参加者が他者の競争参加を認知することのないよう十分留意する。

また、技術対話の対象者は、技術提案の内容を十分理解し、説明できるものとする。複数でも可とする。ただし、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限るものとする。

3) 技術対話の手順

競争参加者側から技術提案の概要説明を行った後、技術提案に対する確認、改善に関する対話を行うものとする。

なお、技術対話において他者の技術提案、参加者数等の他者に係る情報は一切提示しないものとする。

A. 技術提案の確認

競争参加者から技術提案の特徴や利点について概要説明を受け、施工上の課題認識や技術提案の不明点について質疑応答を行う。

B. 発注者からの改善要請

技術提案の内容に要求要件や施工条件を満たさない事項がある場合には、技術対話において提案者の意図を確認した上で必要に応じて改善を要請し、技術提案の再提出を求める。要求要件や施工条件を満たさない事項があり、その改善がなされない場合には、発注者は当該競争参加者の競争参加資格がないものとして取り扱うものとする。

また、新技術・新工法の安全性等を確認するための資料が不足している場合には、追加資料の提出を求める。

なお、技術提案の改善を求める場合には、同様の技術提案をした者が複数あるにもかかわらず、特定の者だけに改善を求めるなど特定の者のみが有利となることのないようにすることが必要であることから、技術提案の改善を求める前に、あらかじめ各提案者に対し求める改善事項を整理し、公平性を保つよう努めるものとする。

C. 自発的な技術提案の改善

発注者による改善要請だけでなく、競争参加者からの自発的な技術提案の改善を受け付けることとし、この旨を入札説明書等に明記する。

D. 見積の提出要請

発注者は設計数量の確認結果に基づき、必要に応じて数量総括表における工種体系の見直しや単価表等の提出を競争参加者に求める。競争参加者に提出を求める単価表等は、発注者の積算基準類にないものに限ることとする。

4) 文書による改善要請事項の提示

発注者は技術対話時または技術対話の終了後、競争参加者に対し速やかに改善要請事項を書

面で提示するものとする。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成 25 年 3 月 (最終平成 28 年 4 月) 国土交通省)

国土交通省では、技術対話における公平性、透明性を確保するため、技術提案の改善に係る過程の概要を公表する必要があることから、提案内容の改善過程の内容と、各競争参加者に対する発注者からの改善要請事項の概要、各競争参加者の再提出における改善状況の概要を公表することを基本とし、各競争参加者の提案の具体的内容に係る部分は公表しないものとしている。また、競争参加者の知的財産を保護する観点から、各競争参加者の了解を得た上でそれらを公表することとしている。

【技術提案の改善過程の具体例】

技術提案の内容	橋梁の架設工法である〇〇工法を使用することにより、交通規制時間を短くする。〇〇工法は、ブラケットを折りたたんだ状態で鋼桁を運搬し、移動多軸台車上で組み立て、設置箇所まで運搬。鋼桁をリフトアップし、橋脚柱を接合する。鋼桁のジャッキダウン後に鋼桁の接合等を行い、ブラケットを展開する。また、鋼桁と橋脚柱の接合は現場溶接により行う。橋台の基礎としては鋼管杭を使用し、下部工は△△工法を採用する。
改善の内容	[発注者からの指摘事項] ・ 施工ヤード：当初想定していた場所と異なる位置の提案がなされたが、今後予定される近接工事の影響で使用できない位置であったため、位置の変更を要請。 ・ 提案工法の安全性の確認：〇〇工法の施工手順の詳細資料を要請。 [自発的な改善事項] ・ 下部工の接合方法の代替工法の提案：現場溶接より、ハイテンボルトを採用することによりコスト縮減と工期短縮が見込まれる。

【技術提案の改善過程の公表イメージ】

工事件名	〇〇〇高架橋工事
事務所名	△△国道事務所
入札公告	年 月 日
技術提案の提出	年 月 日
技術対話	年 月 日
技術提案の再提出	年 月 日

【技術提案の改善に係る過程の概要】

項目	□□□社		☆☆☆社		△△△社	
	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況	発注者からの改善要請事項	競争参加者の改善状況
基礎工	施工ヤード位置の変更	指摘に基づき改善				
架設工法	安全性確認のため〇〇工法の作業手順書の提出を要請	作業手順書の資料を提出				
下部工 接合方法		下部工の接合方法である現場溶接の代替工法としてハイテンボルトに自発的に改善				

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成 25 年 3 月 (最終平成 28 年 4 月) 国土交通省)

(参考資料)

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成 25 年 3 月 (最終平成 28 年 4 月) 国土交通省)

○ 発注者と落札者の責任分担とその内容を契約上明らかにする、履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置¹⁾

国土交通省では、技術提案の履行の確保を目的として、以下のとおり発注者と受注者の双方の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置として提案内容の担保の方法について契約上取り決めておくこととしている。

【契約書における明記の例】

具体的な対応方法として、特記仕様書の記載例を以下に示す。

〔特記仕様書への記載例〕

第〇条 施工計画書への記載

受注者は、技術資料に記述した提案について、発注者が競争参加資格の確認結果通知時に「実施してはならない」と通知した提案を除き、施工計画書に記載しなければならない。

2. 前項にかかわらず、次に掲げる提案については、受発注者間の協議を経て、施工計画書を作成するものとする。

1) 契約後VE提案として求めた提案（※必要に応じて記載すること）

2) 発注者が競争参加資格の確認結果通知時に「加算点を付与する対象とならない」として通知した提案のうち、標準案との効果の差が不明な提案

【評価内容の担保の方法の例】

受注者の技術提案の不履行が工事目的物の瑕疵に該当する場合は、工事請負契約書に基づき、瑕疵の修補を請求し、または修補に代えもしくは修補とともに損害賠償を請求する。

施工方法に関する技術提案の不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し、受注者の責めによる場合には、契約不履行の違約金を徴収する。その際、協議の円滑化のために中立かつ公平な立場から判断できる学識経験者の意見を聴くことも考えられる。

契約不履行の違約金の額としては、例えば、次のような運用例がある（入札説明書記載例）。また、いずれの場合においても工事成績評定の減点対象とする。

【入札説明書における記載例】（例：交通規制の短縮日数）

受注者の責めにより、入札時の提案内容が実施されていないと判断された場合、(2)2)

①「一般国道〇〇号における交通規制の短縮日数における提案に係る具体的な施工計画」においては、実際に確認できた交通規制の短縮日数に基づき点数の再計算を行い、落札時の技術評価点との点差に対応した金額を契約不履行の違約金として徴収する。この取扱い方法については契約書に記載するものとする。

また、併せて当該工事成績評定を減ずる措置を行う。

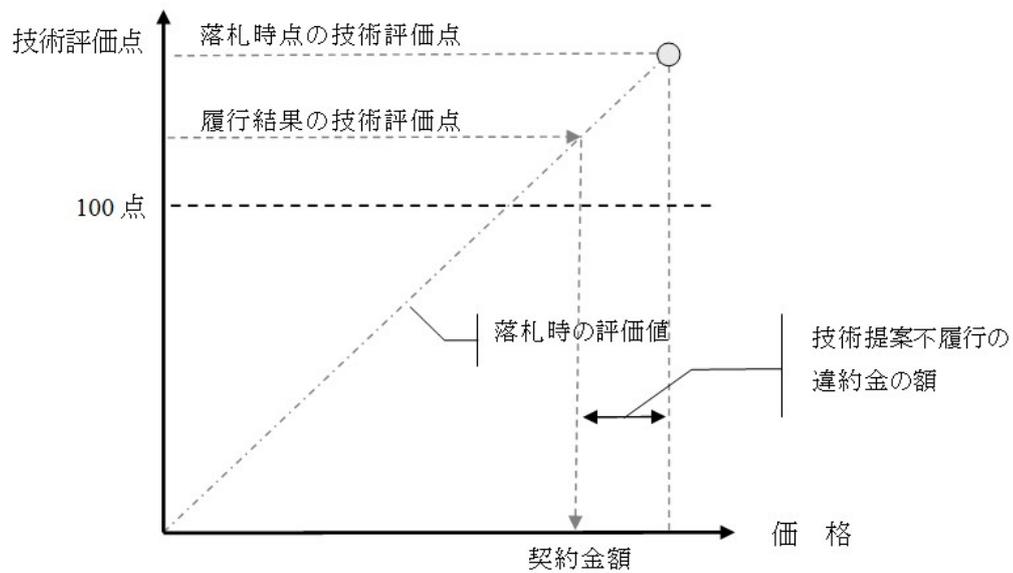


図 技術提案不履行の場合の違約金の算定例

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成 25 年 3 月 (最終平成 28 年 4 月) 国土交通省)

(参考資料)

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成 25 年 3 月 (最終平成 28 年 4 月) 国土交通省)

【指針本文】

(競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等)

総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、競争参加者や当該工事に配置が予定される技術者（以下「配置予定技術者」という。）の施工実績などを適切に評価項目に設定するとともに、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの企業の地域の精通度や、技能労働者の技能（登録基幹技能者等の資格の保有など）等を実績項目に設定する。

また、必要に応じて、**豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用、民間発注工事や海外での施工経験を有する技術者の活用も考慮**して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、主任技術者又は監理技術者以外の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制、災害時の活動実績を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。さらに、国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における評価の対象とするよう努める。

工事の目的や内容、技術力審査・評価の項目や求める施工計画又は技術提案のテーマが同一であり、かつ施工地域が近接する2以上の工事において、提出を求める技術資料の内容を同一のものとする**一括審査方式**や、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、**施工能力や実績等により競争参加者や技術者を評価する総合評価落札方式（施工能力評価型総合評価落札方式）**を活用することなどにより、発注者と競争参加者双方の負担軽減に努める。

総合評価落札方式の実施方針や複数の工事に共通する評価方法を定める場合は、学識経験者の意見を聴き、個別工事の評価方法や落札者の決定については、工事の内容等を踏まえて、必要に応じて学識経験者の意見を聴く。**地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取**については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項等に定める手続により行う。

必要に応じて、**配置予定技術者に対するヒアリング**を行うこと等により、競争参加者の評価を適切に行う。

また、工事の性格等に応じて、品質確保のための体制やその他の施工体制の確保状況を確認するために入札説明書等に記載された**要求要件の確実な実施の可否を審査・評価する総合評価落札方式（施工体制確認型総合評価落札方式）**の実施に努める。

【解説】

○ 総合評価落札方式における施工能力の評価 ¹⁾

国土交通省では、総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっての評価項目の基本的な考え方について、以下のとおり運用している。

【評価項目及び配点の基本的な考え方】

(1) 評価項目

総合評価落札方式における価格以外の評価項目は、施工能力評価型（Ⅰ型、Ⅱ型）及び技術提案評価型（S型、AⅠ型、AⅡ型、AⅢ型）の各タイプにかかわらず、以下に示す3つの観点に基づき、公共工事の品質確保・向上に対する重要性や評価項目に係るデータ入手の容易さ等を考慮した上で、選定タイプの工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて設定することを基本的な考え方とする。

公共工事の品質確保・向上のために重要な評価項目は、以下のように整理できる。

- ① 企業の能力等
- ② 技術者の能力等
- ③ 技術提案（施工計画）

「①企業の能力等」は、発注者が示す仕様に基づき、企業が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。企業の施工実績や工事成績、表彰等を評価する。また、従来「企業の信頼性・社会性」として評価していた現地条件を熟知している等の地域精通度等についても、企業の能力等の中で評価する。

「②技術者の能力等」は、発注者が示す仕様に基づき、施工に直接携わる配置予定技術者が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。具体的には、配置予定技術者の施工実績や工事成績、表彰、ヒアリング（監理能力、理解度）等を評価する。

「③技術提案（施工計画）」は、発注者が示す標準的な仕様に対して企業自らの技術提案により改善し、工事の品質向上を図る能力を評価するものである。競争参加者の技術提案については、総合的なコスト、工事目的物の性能・機能等や環境の維持・交通の確保等を評価の視点とする。なお、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求めない工事においては、「施工計画」を求め、施工上配慮すべき事項の適切性を審査し、適切かつ確実に工事を遂行する能力を審査する。

（１）企業・技術者の能力等

【評価項目】

企業・技術者の能力等の評価項目は、施工実績、工事成績及び表彰を必須とし、必要に応じて、企業・技術者の施工能力を判断できる項目を適宜設定する。

各評価項目の配点は地域の実情等を踏まえ、バランス良く設定するものとするが、必須項目については、品質確保の確実性の観点から、工事特性に応じて配点を高めることが望ましい。

また、地域精通度等については、企業の能力等の中で評価するものとし、企業の能力等の配点の半分を超えない範囲でバランス良く設定するものとする。

なお、複数の配置予定技術者で参加申請する場合は、配置予定技術者の評価点合計の最も低い者の評価点を対象とする。

【評価方法】

加算点の算出に当たっては、各評価項目の得点の合計点をそのまま加算点とする、いわゆる「素点計上方式」とする。なお、技術者の能力等の評価において、配置予定技術者が評価対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、入札・契約手続の公平性の確保を踏まえた上で、原則、休業期間に相当する期間を審査対象期間に加えるものとする。

○同種工事の施工実績

- ・「より同種性の高い工事」の同種条件として、工事目的物の具体的な構造形式や工事量、施工条件等を当該工事の特性を踏まえて適切に設定し、競争参加資格としての同種工事よりも優位に評価することを基本とする。

（参考資料）

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
（平成 25 年 3 月（最終平成 28 年 4 月）国土交通省）

- ・複数の同種条件を設定、評価することも可能とする。
- ・施工実績が複数ある場合は、件数に応じて優位に評価することも可能とする。
- ・過去15年間における元請けとして完成・引渡し完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関発注の工事を含む）を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。
- ・CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- ・配置予定技術者の施工実績において工事に従事した立場を考慮する場合には、「監理（主任）技術者」だけを優位に評価するのではなく、必要に応じて「現場代理人」又は「担当技術者」も同等に評価することも可能とする。

○工事成績

- ・企業においては過去2年間、配置予定技術者においては過去4年間の同じ発注工種区分の工事成績評定点の平均点（全国：8 地方整備局＋北海道開発局＋沖縄総合事務局）とする。ただし、データベースの整備状況に応じて、当該地整のみとすることや、3件程度の工事の平均とすることも可能とする。
- ・都道府県等の他の発注機関における工事成績を対象とすることも可能とするが、直轄工事における工事成績評定点との評価方法や平均点等の違いに留意すること。
- ・なお、事前に、当該期間の実績を有する企業、技術者が少ないことがわかっている場合は、必要に応じて対象期間を拡大できるものとする。

○表彰

- ・原則、同じ発注工種区分の工事を対象とし、発注量、企業数、表彰数を考慮して設定するものとする。
- ・企業においては優良工事表彰、配置予定技術者においては優良工事技術者表彰を基本とする。
- ・局長表彰、事務所長表彰等、表彰主体に応じて評価することも可能とする。

○地域精通度等

地域精通度等の評価項目は、企業の能力等の中で評価するものとし、災害協定の有無・協定に基づく活動実績、近接地域での施工実績等の社会資本整備・管理に関係のある項目についてのみ、必要に応じて設定するものとする。社会資本整備・管理に関係のない項目は設定しない。

○配置予定技術者の資格

- ・競争参加資格要件として求めた資格以外で当該工事に有効な資格がある場合には、資格の内容に応じて評価することも可能とする。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」

(平成25年3月(最終平成28年4月)国土交通省)

【競争参加資格要件と総合評価項目案（施工能力評価型・技術提案評価型）】

表 競争参加資格要件と総合評価項目案（施工能力評価型・技術提案評価型）

資格要件・評価項目		施工能力評価型		技術提案評価型 (WTO 以外)※		
		参加要件	総合評価	参加要件	総合評価	
企業の能力等	同種工事の施工実績	○	○	○	○	
	工事成績	○	○	○	○	
	表彰	×	○	×	○	
	関連分野での技術開発の実績	×	△	×	△	
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況(ISO 等)	×	△	×	△	
	技能者の配置状況、作業拠点の有無、施工機械の保有状況等の施工体制	×	△	×	△	
	その他(手持ち工事量等)	△	△	△	△	
地域精 通度 ・ 貢献度 等	地理的条件	本支店営業所の所在地	△	△	△	△
		企業の近隣地域での施工実績の有無	△	△	△	△
		配置予定技術者の近隣地域での施工実績	△	△	△	△
	災害協定の有無・協定に基づく活動実績	×	△	×	△	
	その他(ボランティア活動等)	×	△	×	△	
技術者の能力 等	資格	○	△	○	△	
	同種工事の施工実績	○	○	○	○	
	工事成績	○	○	○	○	
	表彰	×	○	×	○	
	継続教育(CPD)の取組状況	×	△	×	△	
	その他	△	△	△	△	
	監理能力(ヒアリング)	×	△	×	△	
技術提案 (施工計画)	施工計画	○	×	×	×	
	施工計画の適切性(ヒアリング)	△	×	×	×	
	技術提案	×	×	○	○	
	技術提案の理解度(ヒアリング)	—	—	△	△	
施工体制	品質確保の実効性	×	△	×	△	
	施工体制確保の確実性	×	△	×	△	

(凡例) ○:必須 △:選択 ×:非設定

※WTO 対象工事にあつては、国内実績のない外国籍企業が不利となるような評価項目を設定してはならない。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」

(平成 25 年 3 月 (最終平成 28 年 4 月) 国土交通省)

○ 豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮

国土交通省では、中長期的な担い手の育成・確保を図る観点から、豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用を促す工事の試行を実施している。

【技術提案チャレンジ型 H30 年度の実施状況（関東地方整備局）】

3. 入札・契約及び総合評価型式の取組結果の報告

(H31. 1月末現在)

①-11 技術提案チャレンジ型

● 試行結果

- 1) 平成30年度までに28件の試行工事を実施し、国の工事成績を持たない企業^{※1}の参加があった工事は15件。
- 2) 上記のうち2件で、国の工事成績を持たない企業が落札。
- 3) 競争参加のあった261者のうち、国の工事成績を持たない企業は24者。
- 4) 技術提案の評価点^{※2}の平均は、落札者14.5点、非落札者7.9点。

● 分析及び今後の方針

- 1) 新規参入企業の誘引効果は現時点ではまだ低い。
- 2) 過去の施工実績を評価しない評価方式であるが、完成した工事の品質は確保されている。
- 3) 新規参入促進のための検討を実施。

※1 発注年度から過去3年間に関東地整発注工事(同じ工事種別)の受注実績がない企業
※2 満点は20点

表-1 結果

契約年度	工事件数	競争参加者数		国成績なし企業の落札件数	技術提案の評価点		工事成績評定の平均点	
		国成績なし企業が参加した件数	国成績なし企業の参加者数		落札者	非落札者	国成績あり	国成績なし
H25	1	0 (0%)	1	0 (0%)	15.0 (1件)	- (0件)	74.0 (1件)	- (0件)
H26	1	0 (0%)	15	0 (0%)	13.0 (1件)	2.7 (14件)	81.0 (1件)	- (0件)
H27	4	1 (25%)	55	1 (2%)	18.3 (4件)	7.9 (51件)	78.0 (4件)	- (0件)
H28	7	5 (71%)	74	10 (14%)	14.1 (7件)	10.1 (67件)	73.0 (6件)	77.0 (1件)
H29	10	5 (50%)	64	6 (9%)	15.2 (10件)	6.4 (54件)	77.8 (8件)	- (0件)
H30	5	4 (80%)	52	7 (13%)	10.6 (5件)	7.8 (47件)	- (0件)	- (0件)
計	28	15 (54%)	261	24 (9%)	14.5 (28件)	7.9 (233件)	76.4 (20件)	77.0 (1件)

※ 施工能力評価型の平均点77.3点(H29年度完成工事)

3. 入札・契約及び総合評価型式の取組結果の報告

(H31. 1月末現在)

①-11 技術提案チャレンジ型

【参考】 アンケート概要

- 1) 約6割の企業が、評価項目にメリットを感じている。
- 2) 技術提案の作成や新たな参加者の参入で、企業及び技術者の育成・確保につながるという意見が多い。

■ アンケート結果 (39社より回答。回答率: 81.3%)

○ 約92%の企業が国の工事実績を有しており、自治体実績のみ有している企業は約5%。

○ 約52%の企業が参加したいと感じている。

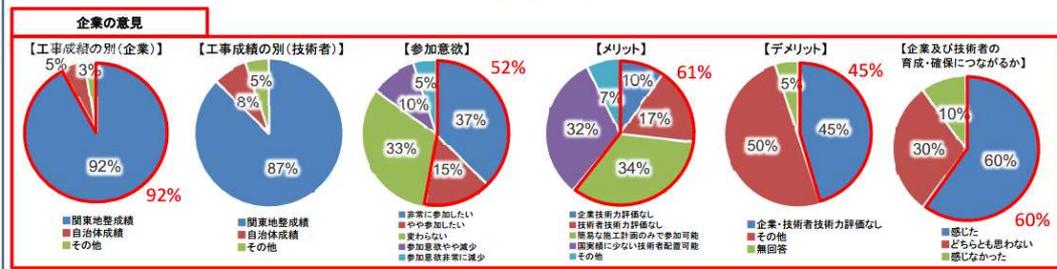
- ・通常の評価と違い、点数があまり取れない企業でも落札できる確率が上がる。
- ・受注実績のない企業でも同等に参加できる。

○ 約61%の企業が評価項目内容にメリットを感じているが、約45%の企業は、企業及び技術者の技術力も考慮してほしいと感じている。

- ・施工計画のみが点数になるので、どの企業でも平等に受注の期待ができる。
- ・提案と入札価格で評価されるので、なかなか受注できない企業にとっては、意義があると思う。
- ・実績が多数あるので不利になることが多い。

○ 約60%の企業が、企業及び技術者の育成・確保につながると感じている。

- ・施工計画書を担当技術者に作成させており、評価されることにより勉強になると思う。
- ・より多い企業及び技術者に競争参加資格が得られる。
- ・育成につながると思う。多くの企業にチャンスが来るよう、このような評価方法は拡大してほしい。



出典) 「平成 30 年度関東地方整備局総合評価審査委員会」(平成 31 年 3 月国土交通省関東地方整備局)

【技術提案チャレンジ型 H31年度の実施方針（関東地方整備局）】

3. 企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

⑦-6 技術提案チャレンジ型(担い手の中長期的な育成・確保)

《見直し》

【目的】 地方整備局発注工事の受注実績が無い（少ない）が、技術力のある企業の競争参加を促す方式

【概要】 工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め、「施工上配慮すべき事項」を評価

○評価項目：技術提案(簡易な施工計画)(3段階評価:Ⅲ(16)、Ⅱ(8)、Ⅰ(0)、欠格)

Ⅲ(16):適切かつ具体的な施工計画である。Ⅱ(8):適切かつ具体的と標準的な施工計画の中間の施工計画である。

Ⅰ(0):標準的な施工計画である。欠格:関係法令や共通仕様書等に準拠していない提案であるもの。

・工事の確実な施工に資する施工計画を評価することとし、発注者の示す設計図書通りに施工する上での配慮すべき事項「施工上配慮すべき事項」が適切であるものに優劣を付け評価。

・「本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量」を評価対象とする。

・「企業の技術力」及び「配置予定技術者の技術力」は評価対象としない。

○評価方法：提案項目は3項目とし、評価項目に対する配慮すべき事項等が適切かつ具体的かどうか評価する。

【対象工事】 ○工事種別：全て ○工事規模：予定価格3億円未満

【配点表】

項目	細目	評価項目例	評価点
①技術提案	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項	16点
	手持ち工事量	発注工事に対応する手持ち工事量	4点
②企業の技術力	—	—	—
③配置予定技術者の技術力	—	—	—
計			20点

○発注工時に対応する工事種別の手持ち工事量

本発注工事に対応する手持ち工事量 関東地方整備局における本発注工事の工事種別の手持ち工事量比率を評価 ※手持ち工事量比率=発注年度受注額÷過去3年間の平均受注額	手持ち工事量比率0.5未満又は発注年度の受注額が0	4点
	手持ち工事量比率0.5以上1.0未満	2点
	手持ち工事量比率1.0以上又は過去3年間の平均受注額が0 (ただし、発注年度受注額が0の場合を除く)	0点

出典)「平成30年度関東地方整備局総合評価審査委員会」(平成31年3月国土交通省関東地方整備局)

【九州地方整備局営繕チャレンジ型【試行工事】】(九州地方整備局)

【背景】

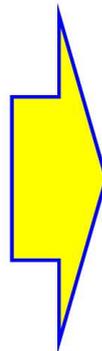
- 営繕工事は、土木工事に比べて直轄工事の発注件数が少なく、10年間で1~2件の地域もみられるなど受注機会が限られている。
- そのため、直轄工事の実績をもたない施工業者においては、「工事成績や表彰による総合評価の加点が見込めない」との理由で、入札への参加意欲が低下する傾向にある。
- また、現状の総合評価においては、配置予定技術者の配点が高く、経験の少ない若手技術者を配置しにくい状況にある。
- 以上を踏まえて、新たに「営繕チャレンジ型」を試行し、新規の入札参加者を見込むとともに、若手技術者の配置を促すことで、担い手育成にも配慮する。

【内容】

- 配置予定技術者の能力評価を行わないことで、経験の少ない若手技術者でも配置し易くする。
- 企業の能力評価において、工事成績及び表彰による評価を行わないことで、直轄工事等の実績の無い者でも入札参加し易くする。
- 直近の直轄工事実績がないほど評価点が高くなるような評価項目を追加し、新規参入や直轄工事実績の少ない企業の入札参加意欲を促す。
- 令和2年1月1日以降に契約手続きを開始する営繕工事のうち工事の規模や内容、受注状況、地域の実情等を踏まえて、円滑な発注及び施工体制の確保に向けて必要と思われる工事に適用。

【現行と試行の概要】

	評価項目	施工能力評価型【Ⅱ型】配点	
配置予定技術者の能力等	工事実績	5.0	20
	工事成績	10.0	
	表彰(優秀技術者)	3.0	
	配置予定技術者の資格(資格取得後の経験年数)	1.0	
	オプション項目(継続教育(CPD)の状況)	1.0	
企業の能力等	工事実績	2.0	14
	<u>受注(契約)実績(直近の直轄工事実績がないほど加点)</u>		
	工事成績	4.0	
	表彰	1.0	
	登録基幹技能者等の配置	2.0	
	オプション項目(労災共、建退共への加入等)	5.0	
	地域貢献等(オプション項目)	6.0	6
	合計	40	



営繕チャレンジ型【試行】配点	
	0
	10.0
	4.0
	18
1.0	
3.0	
12.0	12
30	

- ※技術提案チャレンジ型(Ⅱ型)の配点を参照。
- 合計点：30点とする
- 配置予定技術者の能力等の評価を行わない
- 企業の能力等と地域貢献等の配点比率を3：2とする
- 受注(契約)実績を評価項目に追加

出典)「令和2年度総合評価落札方式の主な変更点(工事)」(令和2年3月国土交通省九州地方整備局)

【担い手の確保を図る取り組み】(近畿地方整備局)

■ 施工能力評価型 (I型) [⑥若手・女性チャレンジ型 1/2]

- ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する動きを踏まえ、H28年度まで試行実施した若手チャレンジ型と女性活用型を統合、**配置予定技術者に40才以下の若手技術者もしくは女性技術者を配置する場合に加点**を行う
- 総合評価において、若手もしくは女性の技術者の配置により評価

対象工事

- 工事種別は、全種別
- 工事難易度は、技術的難易度が比較的低いⅠ～Ⅱの工事ただし、鋼橋上部、PCの場合、工事難易度がⅢでも適用
- 工事規模は、3億円以下の工事

競争参加資格

- 企業及び配置予定技術者とも、標準と同様

総合評価

- 技術評価点の配点は、**技術提案[施工計画](10点) + 企業の施工能力(25点) + 配置予定技術者の施工能力(10点)**
- 技術提案について、若手もしくは女性の技術者を配置する事にあたっての企業の支援体制を評価
- 配置予定技術者の施工能力について、**40歳以下の若手技術者もしくは女性技術者を配置する場合に評価**

■ 施工能力評価型 (I型) [⑥若手・女性チャレンジ型 2/2]

R2年2月以降適用 [配点見直し]

【現行の施工能力評価型の配点】

事項	配点
①工事施工上の留意点(テーマ設定なし)	6 (2×3項目)
②留意点に対する検討事項及びその理由	
③工程表の作成	4

分類	評価項目	配点
施工能力等	同種性の高い施工実績	3
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	5
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰	最大2
	工事成績優秀企業認定	1
	有用な新技術の活用	最大1(2)
	《ICTの活用(i-Construction)》	《2》
	現場従事技能者の配置	最大3(0)
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰	
	ISO9000シリーズ認証取得	-(1)
	地域内工事の実績	2
	災害協定の締結	-(1)
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1
	災害活動に対する表彰	最大2
	配置予定技術者	
	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験	5
同種性の高い施工経験	5	
同種工事の経験についての工事成績評定	6	
技術者表彰	2	
継続学習制度(CPD)	2	
《舗装施工管理技術者資格》	《2》	
※当該工事の工事種別がAs舗装の場合		

※1: 企業の施工能力欄の()内は、現場従事技能者の対象工種がない場合
 ※2: 企業の施工能力の欄《 》内は、I-CON活用工事のみ記載
 ※3: 配置予定技術の能力欄の《 》内は、AS舗装工事のみ記載

【若手・女性チャレンジ型の配点】

事項	配点
①工事施工上の留意点(テーマ設定なし)	6 (2×3項目)
※留意点3項目のうち1項目は「企業の支援体制」	
②留意点に対する検討事項及びその理由	
③工程表の作成	4

分類	評価項目	配点
施工能力等	同種性の高い施工実績	6
	近畿地整の過去の4年間の工事成績評定平均点	6
	表彰 ・優良工事等施工者表彰 ・コンクリート構造物品質コンテスト表彰 ・下請企業表彰 ・近畿建設リサイクル表彰	最大2
	工事成績優秀企業認定	1
	有用な新技術の活用	最大1(2)
	《ICTの活用(i-Construction)》	《2》
	現場従事技能者の配置	最大3(0)
	コンクリート構造物品質コンテスト技能者表彰	
	ISO9000シリーズ認証取得	-(1)
	地域内工事の実績	3
	災害協定の締結	-(1)
	建設業事業継続計画(BCP)認定の有無	1
	災害活動に対する表彰	最大2
	配置予定技術者	
	監理(主任)技術者等としての同種工事の経験	-
同種性の高い施工経験	-	
同種工事の経験についての工事成績評定	-	
技術者表彰	-	
継続学習制度(CPD)	-	
《舗装施工管理技術者資格》	-	
※当該工事の工事種別がAs舗装の場合		
40歳以下又は女性の監理(主任)技術者を配置	10	

※1: 企業の施工能力欄の()内は、現場従事技能者の対象工種がない場合
 ※2: 企業の施工能力の欄《 》内は、I-CON活用工事のみ記載

出典)「近畿地方整備局における工事の入札契約について」(令和2年1月国土交通省近畿地方整備局)

【女性技術者・若手技術者の登用を促すモデル工事】（関東地方整備局）

(1)概要

入札参加要件として、「監理(主任)技術者」、「現場代理人」、「担当技術者」のいずれかに女性技術者または40歳以下の若手技術者の配置を求める方式。(どちらか一方を選択すること)

(2)有効性

・女性技術者又は若手技術者の建設産業への入職促進や就労継続等に向けた環境整備を推進する。
※女性技術者の在籍が少ない地域においては、競争性の確保に配慮が必要。

(3)適用評価形式

・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型

(4)適用工事種別

・全工事種別に適用可能
・分任官工事に適用可能
・工事難易度Ⅰ～Ⅱ程度を想定

参加資格要件等

【配置要件】

- ・入札参加要件として、監理(主任)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに女性技術者または40歳以下の若手技術者を配置。(どちらか一方を選択すること)
- ・女性技術者または40歳以下の若手技術者が担当技術者の場合は、契約工期の半分以上配置すること※1
- ・現場代理人、担当技術者には、資格、学歴は不問。

【地域要件】

- ・施工都県内に本店・支店・営業所を有すること。

【評価点配分】

- ・施工能力評価型を採用(女性技術者配置または40歳以下の若手技術者配置による加点評価はしない)

【実績への配慮】

- ・技術者の工事実績評価期間については、産休・育児休暇を考慮。

【環境整備への配慮】

- ・女性技術者の配置に資する施設・設備については、協議により実績変更

交代例:主任(監理)技術者の場合

※1(資格要件で女性技術者を選択した場合)

:男性技術者と交代する場合は、現場代理人若しくは担当技術者に新たに女性技術者を配置する。

※1(資格要件で40歳以下の若手技術者を選択した場合)

:41歳以上の主任(監理)技術者に交代するときは、現場代理人又は担当技術者に新たな40歳以下の若手技術者を配置すること。

【若手技術者活用評価型(単独)【試行】】(関東地方整備局)

(1)概要

35歳以下の若手技術者を「現場代理人」又は「担当技術者」として配置することにより、当該工事を実績として、将来、直轄工事の主任(監理)技術者となるべく経験を積んでもらう方式。

(2)有効性

・将来、主任(監理)技術者となる若手技術者の育成
 ※若手技術者の在籍が少ない地域においては、競争性の確保に配慮が必要

(3)適用評価型式

・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型

(4)適用工事種別

・全工事種別に適用可能
 ・分任官工事に適用可能
 ・工事難易度Ⅰ～Ⅱ程度を想定

(5)配点の特徴

【企業の技術力】

1)若手技術者(35歳以下)の活用【2点】

・若手技術者(35歳以下)を現場代理人または担当技術者として当該工事に配置する場合に加点評価(主任(監理)技術者の専任期間と同じ期間配置が必要)

2)若手技術者(35歳以下)の資格【最大2点】

・現場代理人または担当技術者として配置される若手技術者(35歳以下)の資格の有無を評価

【配点表(一般土木)】

項目	細目	評価項目例	施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型					
			標準タイプ		地域密着工事型		必須/選択	
			満点	評価点	必須/選択	満点	評価点	必須/選択
(1) 施工計画	競争な施工計画	施工上配慮すべき事項 ※施工能力評価型Ⅰ型で適用	可/不可(欠格)		○	可/不可(欠格)		○
	ヒアリング	配置予定技術者のヒアリング ※必要に応じて実施 ※施工能力評価型Ⅰ型で適用	○		○	○		○
(2) 企業の技術力	企業の施工能力	①同種工事の施工実績	6	○	○	2	○	○
		②工事成績	6	○	○	4	○	○
		③工事成績(減点要素)	0~5	○	○	0~5	○	○
		④若手技術者(35歳以下)の活用	2	○	○	2	○	○
		⑤若手技術者(35歳以下)の資格	2	○	○	2	○	○
		⑥事故及び不協定な行為	0~12	○	○	0~12	○	○
	地域精通度	⑦地域精通度(近隣地域での施工実績)				2	○	○
		⑧地域精通度(緊急時の施工体制)				2	○	○
	自由設定項目	⑨自由設定項目	1	○	○	1	○	○
		1) 工事成績優秀企業認定	1	○	○	1	○	○
		2) 優良下請企業の活用	1	○	○	1	○	○
		3) 本発注工事の関連分野の技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用	1	○	○	1	○	○
4) ICT施工技術の活用(ICT土工、ICT舗装工、ICT測量工)		1	○	○	1	○	○	
5) ISO認証取得状況		1	○	○	1	○	○	
自由設定項目	6) 施工士施工実績	1	○	○	1	○	○	
	7) 施工士功労表彰、災害工事功労表彰、事務所独自の功労、貢献等表彰、災害関連感謝状、新技術活用表彰、等	1	○	○	1	○	○	
	8) 登録義務技能者等の活用	1	○	○	1	○	○	
	9) 地域貢献度(災害時の緊急的事業継続力の認定)	1	○	○	1	○	○	
	10) 本発注工事に対応する手持ち工事量	2	○	○	2	○	○	
	11) 「週休2日制適用工事」の施工実績	2	○	○	2	○	○	
12) 自由項目	1	○	○	1	○	○		
(3) の配業者技術者	配業者技術者の能力	⑩同種工事の工事経験	6	○	○	6	○	○
		⑪同種工事の工事成績(資格要件で求めた実績)	6	○	○	6	○	○
		⑫優秀工事技術者表彰	4	○	○	4	○	○
	自由設定項目	⑬自由設定項目	1	○	○	1	○	○
		1) 資格	1	○	○	1	○	○
		2) 過去の同種工事の工事経験	1	○	○	1	○	○
		3) 継続教育(CPD)の取組状況	1	○	○	1	○	○
		4) 施工士施工実績	1	○	○	1	○	○
		5) 施工士功労表彰、事務所独自の功労、貢献等表彰	1	○	○	1	○	○
	6) 自由項目	1	○	○	1	○	○	
	合計			40			40	

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
 (平成25年3月(最終平成28年4月)国土交通省)

【産休育休等を取得しやすい環境整備【評価対象期間の緩和】】(中国地方整備局)

◆背景

- 公共工事の担い手確保の取り組みのひとつとして
- 男女問わず育児休業を取得しやすい環境整備
- 女性の就業率向上や継続就業支援

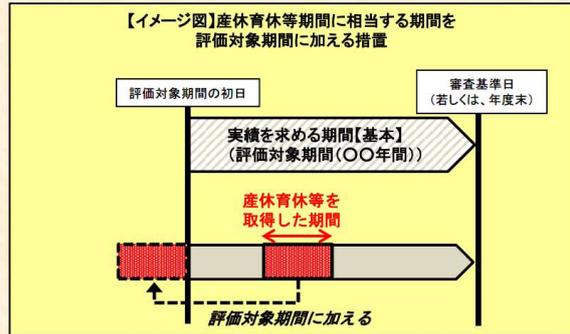
を目的とし、評価対象期間を緩和する。

内容

- 産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加える
- 総合評価落札方式で発注する工事全てに適用

■産休育休期間を評価対象期間に加えることが出来る項目

- 同種工事の経験 [競争参加資格要件]
- 工事の実績 [配置予定技術者の能力(加算点)]
- 工事の成績 ["]
- 表彰 ["]
- 建設系CPD ["]



出典)「令和元年度の入札・契約方針」(令和2年1月国土交通省中国地方整備局)

【ワーク・ライフ・バランス(WLB)等推進企業を評価する取組の試行】(中部地方整備局)

◆背景

国土交通省では、平成28年3月22日に「すべての女性が輝く社会づくり本部」で決定された「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(以下「取組指針」という。))に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランスが推進されるよう、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。))を評価する取組を試行的に導入。

試行

○対象工事：一般土木工事A等級^(※)の企業または建築工事A等級の企業を対象とする工事で

段階的選抜方式による工事 において試行

(※平成30年度から一般土木工事のWTO対象工事は段階的選抜評価項目が異なるので注意すること。)

○配点(例)

段階的選抜 評価項目		評価基準	配点
企業 の 能力 等	企業の実績	申請工事の「より同種性」(工事規模)	9点
	工事成績による評価	過去4ヶ年の平均成績(競争参加要件工事)	5点
	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定の有無	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等) ^{※1} ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業) ^{※2} ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) ^{※3}	1点
技術者 評価	配置予定技術者の実績評価	申請工事の「より同種性」(工事規模)	9点
	工事成績による評価	申請工事の成績	6点

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。))又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。))策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。))をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

出典)「令和元年度の入札・契約方針」(令和2年1月国土交通省中国地方整備局)

○ 一括審査方式 1) 2) 3)

国土交通省では、総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、提出を求める技術資料の内容を同一のものとする一括審査方式の活用を努めている。

東日本大震災における復旧工事では、技術提案の作成に関する建設会社の負担、その評価に関する発注者の負担を軽減することを目的として、工事内容に照らし要求する技術提案を共通化できる工事を対象に一括審査方式を活用している。

【一括審査方式の特徴】

- ① 複数工区の発注に対して同一の競争参加資格（同種工事の施工実績）や技術提案テーマを求める。
- ② 入札は、全ての工区または希望する工区のみ札を入れる。
- ③ 入札説明書で示した開札順番ごとに開札し、工区ごとに評価値の最も高い者に落札決定する。
- ④ 受注した企業は、工事に専念し確実な施工を実施する体制の構築が求められるため、1 公告に配置できる予定技術者は、技術提案を熟知し確実に履行できる1 人としてリスクの分散を図る。

出典)「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」(平成 29 年 7 月)

【一括審査方式の活用】

1 事務の改善及び効率化について

(2) 一括審査方式の更なる活用

工事への活用については、下記のとおりとする。

- ① 総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、以下の条件をすべて満たす2以上の工事において、提出させる技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとすることができるものとする。

ただし、1. (1)を適用する工事については、イ) からホ) までの条件をすべて満たせばよいものとする。

イ) 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事

ロ) 工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事

ハ) 「工事請負業者選定事務処理要領」(昭和 41 年 12 月 23 日付け建設省厚第 76 号) 及び「官庁営繕部工事請負業者選定要領」(昭和 42 年 7 月 1 日付け建設省営管第 845 号) 第3に掲げる工事種別及び同第2第2号の等級区分、「契約業者取扱要領」(昭和 55 年 12 月 1 日付け運輸省港管第 3722 号) 第7条第1項に掲げる工事種別及び同条第2項の等級区分、「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務処理要領について」(平成 13 年 1 月 6 日付け国官会 22 号) の別紙「国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領」別表第二に掲げる業種区分及び別表第一に掲げる等級に掲げる等級が同じ工事

(参考資料)

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成 25 年 3 月 (最終平成 28 年 4 月) 国土交通省)
- 2) 「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」(平成 29 年 7 月)
- 3) 「平成 31 年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」(平成 31 年 3 月 国土交通省)

二) 施工地域が近接する工事

ホ) 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事へ) 工事の品質確保又は品質向上を図るために求める施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事

ト) 「請負工事成績評定要領の運用について」(平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 93 号) 別添 2 「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」別記様式第 1 「工事技術的難易度評価表」、「官庁営繕部請負工事成績評定要領の運用について」(平成 13 年 3 月 30 日付け国営計第 88 号、国営技第 34 号) 別添 2 「官庁営繕部工事技術的難易度評価実施要領」別記様式第 1-1~1-2 「工事技術的難易度評価表」、「請負工事成績評定基準の制定について」(平成 22 年 6 月 1 日付け国港技第 27-2 号) 別添 2 「工事技術的難易度評価実施基準」別記様式第 1 (1) 「発注時工事技術的難易度評価表」又は「航空局工事成績評定要領」(平成 10 年 3 月 26 日付け空経第 238 号、空建第 47 号) 別添 2 「航空局工事技術的難易度評定要領」別記様式第 1-1~1-4 「工事技術的難易度評価表」のいずれかの様式のすべての大項目及び技術提案又は施工計画を求めるテーマに関連のある小項目の評価が同じ工事

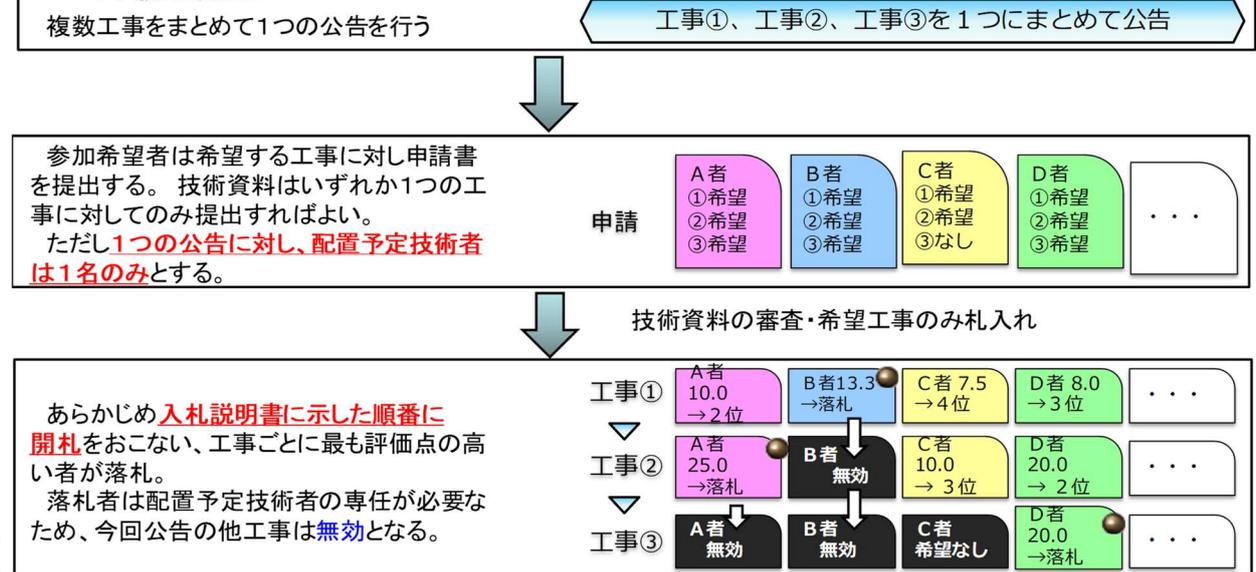
② 一括審査方式の適用に当たっては、次の事項に留意するものとする。

イ) 入札公告及び入札説明書の交付は工事ごとに別々に行うこと。

ロ) 落札決定を行う工事の順番を入札公告及び入札説明書において明らかにすること。

出典) 「平成 31 年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」
 (平成 31 年 3 月国土交通省)

< 手続の流れ >



出典) 国土交通省作成資料

○ 施工能力や実績等により競争参加者や技術者を評価する総合評価落札方式

(施工能力評価型総合評価落札方式) 1) 2)

国土交通省では、総合評価落札方式の適用拡大に伴う技術提案・審査に係る競争参加者及び発注者の負担増に対応するため、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求めて評価する必要がない工事において、施工能力や実績等により競争参加者や技術者を評価する施工能力評価型総合評価落札方式を適用している。

【工事の特性に応じた総合評価落札方式（施工能力評価型総合評価落札方式）の選択】

【概要】

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものである。

施工能力評価型は、施工計画を審査するとともに、企業の実績等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等）に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うⅠ型と、企業の実績等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うⅡ型に分類される。

【適用の意義】

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さく、技術提案を競争参加者に求めて評価する必要がない工事において、企業の実績等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等）、技術者の能力等（当該技術者の施工実績、工事成績、表彰等）及び施工計画を審査・評価することにより、企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認するものである。それとともに、必要に応じて、地域精通度等を評価し、その地域で工事を円滑に実施する能力を有しているかなどを評価することにより、当該工事を確実に施工できる企業を選定することを目的とするものである。

	← 施工能力を評価する		→ 施工能力に加え、技術提案を求めて評価する			
	施工能力評価型		技術提案評価型			
提案内容	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案。高度な施工技術等により社会的利益の相当程度の向上を期待する場合	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適な案を選定する場合	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
評価方法	実績で評価	可・不可の二段階で評価	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案	
ヒアリング	実施しない	必要に応じて実施（施工計画の代替も可）	点数化			
段階選抜	実施しない	ヒアリングの適用に際し必要に応じて実施	WTO対象工事は必須※1、それ以外は必要に応じて実施	必須		
予定価格	標準案に基づき作成		WTO対象工事は必須※2、それ以外は必要に応じて実施	必須※2		
	標準案に基づき作成		標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成		
	Ⅱ型	Ⅰ型	S型	AⅢ型	AⅡ型	AⅠ型

図 国土交通省における総合評価落札方式のタイプの概要

規模の小さい工事や施工上の技術的課題が少ない工事においては、技術提案の範囲や効果が限定されるため、工事品質の向上を図ることよりも、むしろ粗雑工事等の発生リスクを回避するために、発注者が示す仕様に基づき適切かつ確実な施工を図ることがより重要となる。長期的に見れば、適切かつ確実に施工することは、構造物の長寿命化や、長い供用期間にわたる維持管理費の軽減にもつながるものであり、国民にとっては、供用期間が長く、安全性の高い社会資本が確保され、将来の維持管理費を含めた総合的なコスト縮減等の利益を享受することができる。

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成 25 年 3 月 (最終平成 28 年 4 月) 国土交通省)

また、市区町村向けの簡易型（特別簡易型）の評価項目及び評価基準の設定例については、以下のとおりである。

【市区町村向け簡易型（特別簡易型）の評価項目及び評価基準の設定例】

評価項目	評価内容	評価基準	配点	
企業の施工能力	同種工事の施工実績	過去5年間の同種工事の施工実績	a. 県又は市町村発注工事で実績あり	5
			b. その他の公共発注機関の実績有り	2
			c. その他の施工実績	0
	工事成績	過去5年間の工事成績評定点の平均点	a. 75点以上	5
		b. 65点以上 75点未満	2	
		c. 65点未満	0	
配置予定技術者の能力	同種工事の施工実績	過去5年間の主任技術者の施工経験の有無	a. 県又は市町村発注工事で実績有り	3
			b. その他の公共発注機関の実績有り	1
			c. その他の施工実績	0
	保有資格	主任技術者の保有する資格	a. 1級土木施工管理技士又は技術士	1
		b. 2級土木施工管理技士	0	
地域貢献	営業拠点の所在地	工事箇所と同一市町村内における本店の所在地の有無	a. 同一市町村内に有り	2.5
			b. 同一市町村内になし	0
	防災協定等に基づく活動	過去5年間の防災協定等に基づく活動実績の有無	a. 活動実績有り	2
		b. 活動実績なし	0	
その他	手持ち工事量	手持ち工事量比率 (A) ＝当該年度受注額 ÷過去3年間の平均受注額	$A < 0.25$	1.5
			$0.25 \leq A < 0.75$	1
			$0.75 \leq A < 1.25$	0.5
			$1.25 \leq A$	0
合計			20	

出典)「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」(平成19年3月(最終平成20年3月)国土交通省)

(参考資料)

- 1)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月(最終平成28年4月)国土交通省)
- 2)「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」(平成19年3月(最終平成20年3月)国土交通省)

○ 地方公共団体における総合評価落札方式に係る学識経験者の意見聴取 1) 1) 1)

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要であることから、国及び地方公共団体における中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項について、基本方針において、以下のとおり定められている。

【学識経験者の意見聴取】

第2 5 中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項

技術提案の審査・評価に当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが必要である。このため、国においては、総合評価落札方式の実施方針及び複数の工事に共通する評価方法を定めようとするときは、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、必要に応じ個別工事の評価方法や落札者の決定についても意見を聴くものとする。

(中略)

また、地方公共団体においては、総合評価落札方式を行おうとするとき、総合評価落札方式により落札者を決定しようとするとき、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされているが、この場合、各発注者ごとに、又は各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設ける、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面の工夫も可能である。なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」

(令和元年10月閣議決定)

【地方公共団体における学識経験者の意見聴取】

学識経験者の意見聴取とは何ですか。

- ・落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとされています。当該意見聴取時において、落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見聴取が必要との意見があったときは再度の意見聴取が必要です（地方自治法施行令第167条の10の2、地方自治法施行規則第12条の4）。

学識経験者の範囲はどのようになっていますか。

- ・当該市区町村において価格と品質が総合的に最も優れた調達を実現する観点から中立的な立場に立って判断することができる者を幅広く指します。

【学識経験者の一例】

- ・大学・工業高等専門学校の教職員
- ・国土交通省の職員（事務所の副所長等）
- ・都道府県、他の市区町村の土木部局の職員
- ・「公共工事の発注者責任協議会」により認定された支援技術者（1種）の資格取得者
- ・試験研究機関の研究員

【地方自治法施行令】

第百六十七条の十の二

（中略）

- 3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

出典）上段：「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」
平成19年3月（最終平成20年3月）国土交通省）
下段：「地方自治法施行令」

（参考法令等）

- i) 基本方針 第2 5 中立的かつ公正な審査・評価の確保に関する事項
- ii) 「地方自治法施行令」第167条の10の2

（参考資料）

- 1) 「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル」（平成19年3月（最終平成20年3月）国土交通省）

○ 配置予定技術者に対するヒアリング ¹⁾

国土交通省では、総合評価落札方式において、競争参加者から提出された施工計画の適切性（配置予定技術者の施工計画に対する理解度）を確認する必要がある場合など、必要に応じて配置予定技術者へのヒアリングを実施するなどにより、適切な競争参加者の選定を行うこととしている。

【配置予定技術者の監理能力（ヒアリング）】

施工能力評価型Ⅰ型及び技術提案評価型Ⅱ型（WTO対象工事を除く。）において、配置予定技術者の「監理能力」を確認する必要がある場合には、配置予定技術者へのヒアリングを実施する。

「監理能力」に関しては、下表の視点から評価するものとし、評価結果に応じて、「技術者の能力等」における過去の同種工事实績の評価点に係数を掛けることとする。

表 技術者ヒアリングにおける監理能力の評価視点（例）

視 点	内 容
役割	監理技術者(担当技術者)として、当該工事における自身の役割を、実際の工事で実施した内容を持って具体的に説明できる
工程管理	工程管理にあたってのクリティカルポイントが何で、それを予定通り実施するためにとつた対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる
品質管理	品質管理にあたり、最も配慮しなければならなかった事項及びその対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる
安全管理	安全管理にあたり、最も配慮しなければならなかった事項及びその対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる
関係者との調整	関係者との調整にあたり配慮すべき事項について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる
同種実績と当該工事との関係	同種工事から得られた知見を今回の工事にどのように生かすことができるか、工事特性との関係とともに具体的に説明できる

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成 25 年 3 月 (最終平成 28 年 4 月) 国土交通省)

○ 要求要件の確実な実施の可否を審査・評価する総合評価落札方式

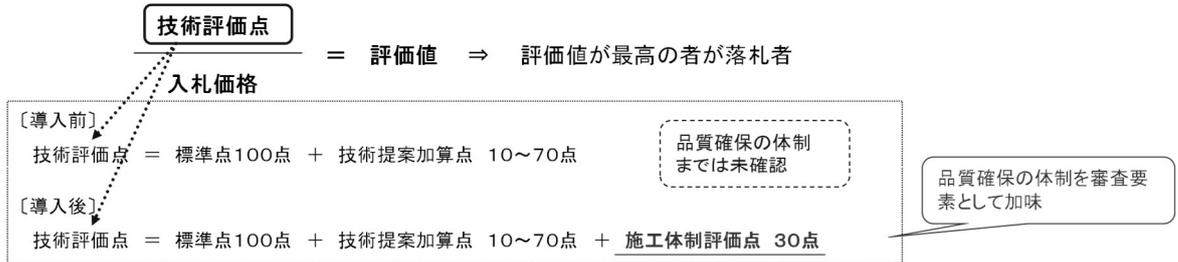
(施工体制確認型総合評価落札方式) 1) 2)

低入札価格調査制度調査対象工事においては、下請業者へのしわ寄せ、安全対策等の不徹底等につながりやすく、適切な施工体制が確保されないおそれがある。

国土交通省では、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する方式（施工体制確認型総合評価落札方式）を活用している。

【施工体制確認型総合評価方式】

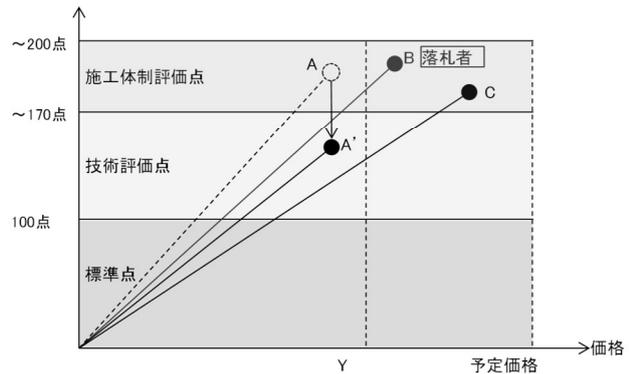
総合評価方式において、調査基準価格を下回る応札者に対して品質確保体制を厳しく審査・評価し、技術評価点に適切に反映させることによりダンピングによる品質の低下を排除。



○ 低入札調査基準価格(Y)

予定価格の70%から90%までの範囲内で工事ごとに下記の算定式で定める。

$$\begin{aligned} & \text{直接工事費} \times 95\% \\ & + \text{共通仮設費} \times 90\% \\ & + \text{現場管理費} \times 80\% \\ & + \text{一般管理費等} \times 55\% \end{aligned}$$



出典) 国土交通省作成資料

(参考資料)

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月(最終平成28年4月)国土交通省)
- 2) 「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」(平成18年12月(最終平成31年3月)国土交通省)

【指針本文】

(ダンピング受注の防止・予定価格の事後公表)

低入札による受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるものが懸念される。ダンピング受注を防止するため、国や他の発注者の取組状況を参考にしながら、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講じ、**低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底**する。低入札価格調査制度の実施に当たっては、入札参加者の企業努力による、より低い価格での落札の促進と工事の品質の確保の徹底の観点から、落札率（予定価格に対する契約価格の割合をいう。）と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、**低入札価格調査基準を見直す**。なお、**低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格**を定めた場合には、当該価格について**入札の前には公表しないものとする**。

予定価格については、入札前に公表すると、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、**原則として事後公表**とする。この際、入札前に入札関係職員から予定価格に関する情報等を得て入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、**談合等に対する発注者の関与を排除するための措置**を徹底する。

なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、予定価格の事前公表を行う場合には、その適否について十分検討するとともに、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者がくじ引きの結果により受注するなど、建設業者の技術力や経営力による適正な競争を損ねる弊害が生じないよう適切に取り扱うものとする。弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じる。

また、工事の入札に係る申込みの際、入札参加者に対して**入札金額の内訳書の提出**を求め、書類に不備（例えば内訳書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の相違等）がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とする。

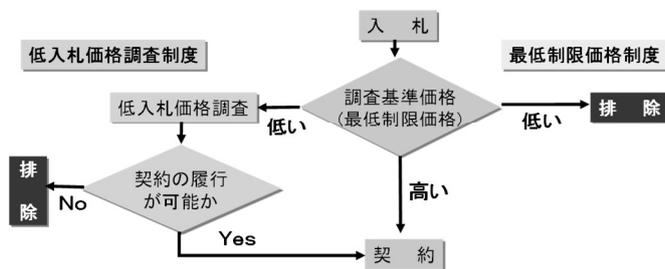
【解説】

○ **低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底** 1)

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要については、以下のとおりである。

【低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の概要】

競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが、会計法及び地方自治法の原則となっているが(最低価格自動落札)、例外として、低入札価格調査制度及び最低制限価格(地方公共団体のみ)により、契約の適切な履行がなされない懸念がある場合には、これを契約から排除することとされている。



○会計法 § 29の6 (契約の相手方)

- ・予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ただし、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の次順位者との契約

○予決令 § 85

- ・契約の履行されないおそれがあると認められる場合の基準を作成

○地方自治法 § 234 (契約の締結) 第3項

- ・予定価格の制限の範囲内の最低価格者と契約
- ・ただし、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち最低価格者以外の者と契約可能

○地方自治法施行令 § 167の10第1項

- ・契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の次順位者との契約

○地方自治法施行令 § 167の10第2項

- ・予め最低制限価格を定め、最低制限価格以上の価格者と契約可能

出典)「中央建設業審議会 第6回入札契約の適正化に関する検討委員会」(平成17年5月国土交通省)

「低入札価格調査制度」とは、入札の結果、契約の相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合において、そのおそれがあるかどうかについて調査を行うものである。

「最低制限価格制度」とは、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものである。

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の具体的な手続については、適正化指針において、以下のとおり定められている。

【低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用】

第2 4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

(3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関すること

各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図るものとする。この場合、政府調達に関する協定の対象工事における入札及び総合評価落札方式による入札については最低制限価格制度は活用できないこととされていることに留意するものとする。

低入札価格調査制度は、入札の結果、契約の相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合において、そのおそれがあるかどうかについて調査を行うものである。その実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底の観点から、当該調査に加え、受注者として不可避な費用をもとに、落札率(予定価格に対する契約価格の割合)と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、調

(参考法令等)

i) 適正化指針 第2 4 (3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関すること

査基準価格を見直すとともに、あらかじめ設定した調査基準価格を下回った金額で入札した者に対して、法第12条に基づき提出された内訳書を活用しながら、次に掲げる事項等の調査を適切に行うこと、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保するものとする。

イ 当該入札価格で入札した理由は何か

ロ 当該入札価格で対象となる公共工事の適切な施工が可能か

ハ 設計図書で定めている仕様及び数量となっていること、契約内容に適合した履行の確保の観点から、資材単価、労務単価、下請代金の設定が不適切なものでないこと、安全対策が十分であること等見積書又は内訳書の内容に問題はないか

ニ 手持工事の状況等からみて技術者が適正に配置されることとなるか

ホ 手持資材の状況、手持機械の状況等は適切か

ヘ 労働者の確保計画及び配置予定は適切か

ト 建設副産物の搬出予定は適切か

チ 過去に施工した公共工事は適切に行われたか、特に、過去にも低入札価格調査基準価格を下回る価格で受注した工事がある場合、当該工事が適切に施工されたか

リ 経営状況、信用状況に問題はないか

また、各省各庁の長等は、低入札価格調査の基準価格を下回る価格により落札した者と契約を締結したときは、重点的な監督・検査等により適正な施工の確保を図るとともに、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、工事の安全性の低下等の防止の観点から建設業許可行政庁が行う下請企業を含めた建設業者への立入調査との連携を図るものとする。さらに、適正な施工への懸念が認められる場合等には、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引き上げ等の措置を積極的に進めるものとする。

これらの低入札価格調査制度については、調査基準価格の設定、調査の内容、監督及び検査の強化等の手続の流れやその具体的内容についての要領をあらかじめ作成し、これを公表するとともに、低入札価格調査を実施した工事に係る調査結果の概要を原則として公表するなど、透明性、公正性の確保に努めるものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和元年10月閣議決定)

○ 低入札価格調査基準を見直す 1) 2)

適正化指針において、受注者として不可避な費用をもとに、落札率（予定価格に対する契約価格の割合）と工事成績との関係についての調査実績等を踏まえて、適宜、調査基準価格を見直すことと定められている。

国土交通省では平成 31 年に低入札価格調査基準の範囲を見直している。また、低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルも同様に見直しており、他省庁や地方公共団体に対して周知している。

国土交通省におけるこれまでの低入札価格調査基準の見直しの状況については、以下のとおりである。

低入札価格調査基準の見直しについて

- 平成31年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の範囲を0.70～0.90から0.75～0.92へ引き上げ
- あわせて、低入札価格調査等の簡素化を図るとともに、工事規模に応じて技術開発を促す仕組みを導入

【範囲】	【範囲】
予定価格の 7.0/10～9.0/10	予定価格の 7.5/10～9.2/10
【計算式】	【計算式】
・直接工事費×0.97	・直接工事費×0.97
・共通仮設費×0.90	・共通仮設費×0.90
・現場管理費×0.90	・現場管理費×0.90
・一般管理費等×0.55	・一般管理費等×0.55
上記の合計額×1.08	上記の合計額×1.08

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

ダンピング受注を防止するため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底する。予定価格は、原則として事後公表とする。

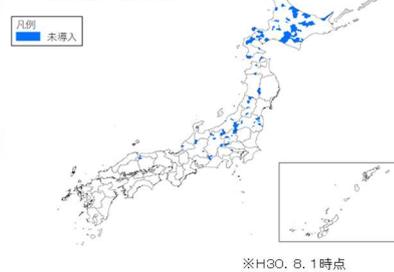
取組状況

H 2 7 . 2	総務省と連名で、ダンピング対策の強化（未導入の団体における早急な制度の導入、公表時期の見直し）を要請	H 1 8	4 8 4	団体
H 2 8 . 2	総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請	H 2 0	3 5 9	団体
H 2 8 . 4	低入札価格調査基準の改定（現場管理費の算入率を0.80→0.90に引上げ）	H 2 2	2 7 2	団体
H 2 8 .10	総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請	H 2 4	2 3 2	団体
H 2 9 . 2	総務省と連名で、ダンピング対策の強化を再度要請	H 2 9	1 2 6	団体
H 2 9 . 4	低入札価格調査基準の改定（直接工事費の算入率を0.95→0.97に引上げ）	H 3 0	1 0 9	団体
H 3 1 . 4	低入札価格調査基準の改定（調査基準の範囲を0.70～0.90→0.75～0.92に引上げ）			

最低制限価格制度等の導入状況 ～109団体が未導入～			
	都道府県	指定都市	市区町村
導入済み	47	20	1612
	100.0%	100.0%	93.7%
いずれも未導入	0	0	109
	0%	0%	6.3%

最低制限価格等の公表時期 ～導入済の団体の1割前後は事前公表～			
	都道府県	指定都市	市区町村
最低制限価格の事前公表	2	1	132
	4.5%	5.0%	8.8%
基準価格の事前公表	2	0	53
	4.3%	0%	7.6%

<未導入団体の分布>



(参考資料)

- 1) 「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」（平成 16 年 6 月（最終平成 31 年 3 月）国土交通省）
- 2) 「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（昭和 61 年 6 月（最終平成 31 年 3 月）中央公共工事契約制度運用連絡協議会）

○ 低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を入札の前には公表しない¹⁾

低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格は、入札の前には公表しないこととすることについて、適正化指針において以下のとおり定められている。

【低入札価格調査基準価格・最低制限価格の公表時期】

第2 4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

(5) 低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関すること

低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格については、これを入札前に公表すると、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じることから、入札の前には公表しないものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和元年10月閣議決定)

○ 予定価格については原則として事後公表¹⁾

予定価格の公表時期については、適正化指針において以下のとおり定められている。

【予定価格の公表時期】

第2 4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

(5) 低入札価格調査の基準価格等の公表時期に関すること

(中略)

予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となって競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。

なお、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底するものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和元年10月閣議決定)

○ 談合等に対する発注者の関与を排除するための措置¹⁾

談合等に発注者が関与することは、国民の貴重な税金を原資として行われる公共事業に対する国民の信頼を根底から損なうものであり、あってはならないことである。

談合に対する発注者の関与の排除措置については、適正化指針において以下のとおり定められている。

【談合に対する発注者の関与の防止】

第2 3 主として入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項

(5) 談合に対する発注者の関与の防止に関すること

公共工事は、国民の税金を原資として行われるものであることから、とりわけ公共工事の入札及び契約の事務に携わる職員が談合に関与することはあってはならないことであり、各省各庁の長等は、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組むものとする。

併せて、各省各庁の長等は、法及び適正化指針に基づく入札及び契約の手の透明性を向上させることや、情報管理を徹底すること、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続やこれらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により不正行為の発生しにくい環境の整備を進めるものとする。併せて、その職員に対し、公共工事の入札及び契約に関する法令等に関する知識を習得させるための教育、研修等を適切に行うものとする。

また、刑法又は独占禁止法に違反する行為については、発注する側も共犯として処罰され得るものであることから、各省各庁の長等は、警察本部、公正取引委員会等との連携の下に、不正行為の発生に際しては、厳正に対処するものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和元年10月閣議決定)

○ 入札金額の内訳書の提出 Ⅱ) 1) 2) 3)

入札金額の内訳書の提出については、適正化指針において以下のとおり定められている。

【入札金額の内訳書の提出】

第2 4 主としてその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止に関する事項

(2) 入札金額の内訳書の提出に関すること

公共工事の入札に際しては、見積能力のないような不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図る観点から、各省各庁の長等は、法第12条に基づき、入札に参加しようとする者に対して、対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出させるものとする。

また、各省各庁の長等は、談合等の不正行為やダンピング受注が疑われる場合には、法第13条に基づき、入札金額の内訳を適切に確認するものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和元年10月閣議決定)

(参考法令等)

- i) 適正化指針 第2 3 (5) 談合に対する発注者の関与の防止に関すること
- ii) 適正化指針 第2 4 (2) 入札金額の内訳書の提出に関すること

(参考資料)

- 1) 「工事費内訳書の提出について」(平成27年3月国土交通省)
- 2) 「工事費内訳書等の提出期限及び取扱いに関する試行について」(平成27年3月国土交通省)
- 3) 「建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う入札金額の内訳書の取扱いについて」(平成26年12月総務省・国土交通省)

入札金額の内訳書の具体的な取扱い及び内訳書の確認における確認事項の例については、以下のとおりである。

【入札金額の内訳書の取扱い】

1. 入札金額の内訳書（以下「内訳書」という。）については、見積能力のない者や見積りをせずに入札に参加する者を排除するため、全ての入札参加者についてその提出を求めること自体に大きな意義があります。その上で、提出された内訳書については、各発注者の体制に応じ、適切に確認を行うことが求められます。
2. 既に多くの発注者において内訳書の提出を求めているものと承知していますが、現在、対象工事や提出を求める者を限定している場合には、改正法施行後は入札に付す全ての公共工事について、全ての入札参加者に対し内訳書の提出を求めることが必要となります。
3. なお、通常、開札から直ちに行われる再度入札については、内訳書の再提出は物理的に困難であると考えられることから、内訳書については、最初の入札に係る申込みの際の提出を想定しています。ただし、発注者の判断により再度入札において提出を求めることを否定するものではありません。
4. 提出された内訳書の具体的な取扱いについては、
 - ・ 公告等において入札説明書等に定めることにより、内訳書の内容に不備（例えば入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、原則として当該内訳書を提出した者の入札を無効とすること
 - ・ 低入札価格調査の際に他の入札参加者の内訳書の内容と比較する等により活用すること
 - ・ 談合情報が寄せられた場合等談合の可能性が疑われるときに、提出された内訳書の内容を比較する等により、必要に応じて、入札手続を中止する、関係機関に内訳書を提出する等の対応をとること
 などが考えられます。また、既に独自の取扱いを行っている発注者におかれては、その取扱いを継続していただいても差し支えありません。
5. 内訳書の確認の時期については、公正性の観点から入札書及び内訳書の提出期限後とする必要があります。

【簡易な内訳書の例】

(記入例)		平成〇年〇月
〇日	殿	
	住 所	〇〇市〇〇町〇〇番〇号
	商号又は名称	株式会社 〇〇建設
	代表者 氏名	代表取締役 〇〇〇〇 印
工事費内訳書		
工 事 名	〇〇事業 (〇〇) 道路改良工事	
工 種 等	見 積 金 額 (円)	
道路改良	A	
土工	a	
法面工	b	
擁壁工	c	
雑工	d	
直接工事費	A (a + b + c + d)	
共通仮設費計	B	

現場管理費	C
一般管理費等	D
工事価格	A + B + C + D

出典)「建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う入札金額の内訳書の取扱いについて」
(平成 26 年 12 月総務省・国土交通省)

【内訳書の確認事項の例】

1 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事内訳書が提出されている場合を除く。)
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出または不備がある場合		

出典)「工事費内訳書等の提出期限及び取扱いについて」
(平成 27 年 3 月国土交通省)

【指針本文】

(入札不調・不落時の見積りの活用等)

入札に付しても入札参加者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工条件の乖離が想定される場合は、以下の方法を活用して予定価格や工期を適切に見直すことにより、できる限り速やかに契約を締結するよう努める。

- ・入札参加者から工事の全部又は一部について**見積りを徴収し**、その妥当性を適切に確認しつつ、当該見積りを活用することにより、**積算内容を見直す方法**
- ・設計図書に基づく数量、施工条件や工期等が施工実態と乖離していると想定される場合はその見直しを行う方法

例えば不落の発生時には、上記の方法を活用し、改めて競争入札を実施することを基本とするが、再度の入札をしても落札者がなく、改めて競争入札を実施することが困難な場合には、談合防止や公正性の確保、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止の観点に留意の上、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2又は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約（いわゆる不落随契）の活用も検討する。

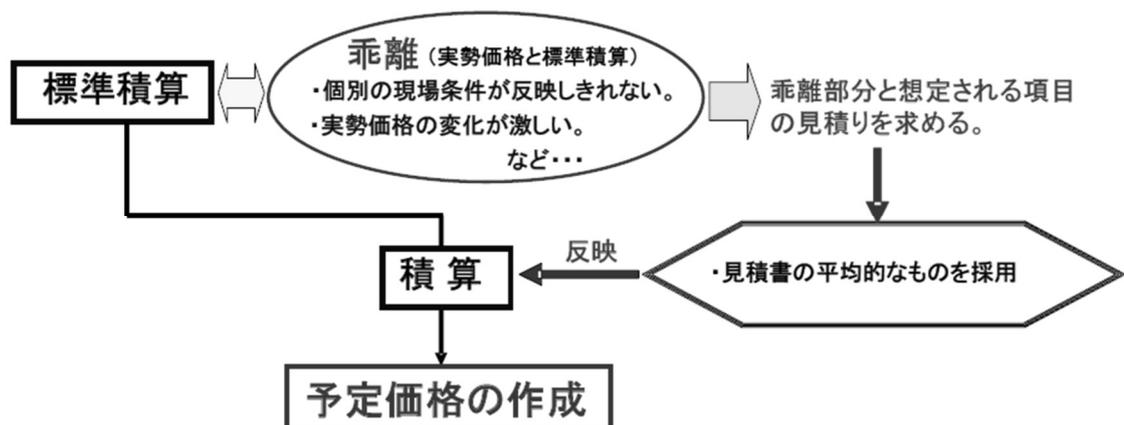
【解説】

○ **見積りを徴収し積算内容を見直す方法** 1) 2)

地域や工種によっては、資材価格等の高騰や落札率の低下により収益性の低い工事への参加を手控えるなど、建設業者の応札行動が変化していることや、市場動向、施工条件・現場条件が多様化していることにより、標準積算では対応が困難となる場合がある。

国土交通省では、発注者の積算との乖離が大きく、入札不調・不落が頻発している工事において、標準積算の歩掛があっても、予定価格の作成に当たり応札者の見積りを活用する方式を試行している。

【見積り活用積算方式の概要】



出典) 国土交通省作成資料

なお、見積りを活用する方式を含む公共工事の円滑な施工を確保するための総合的な対策について、以下のとおりとりまとめられている。

【公共工事の円滑な施工確保について】

1. 適正な価格による契約について

(1) 適正な予定価格の設定について

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について、適正な積算を行うこと。

加えて、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事でも入札不調・不落が生じているとき、災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

また、公共建築工事においては、適正な予定価格の設定等の取組について以下の通知を行っていることから、これらを参考に、実勢を踏まえた適正な積算を通じた予定価格の適正な設定を図ること。

- ・「公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について」（平成26年1月24日付け総行第12号・国営計第102号・国土入企第24号）
- ・「公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る取組の強化について」（平成27年1月30日付け国土入企第32号、平成27年10月27日付け国土入企第9号）
- ・「公共建築工事の円滑な施工確保について」（平成28年6月30日付け国土入企第7号）

(2) ダンピング対策の強化について

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図ること。このため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にあつては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。また、「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」（平成31年3月29日付け総行第103号・国土入企第65号）により要請したとおり、平成31年3月の「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」の見直しを踏まえ、低入札価格調査基準及び最低制限価格について、その算定方式の改定等により適切に見直すこと。

なお、総合評価落札方式による入札には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）上、最低制限価格を設定できないことから、「総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について」（平成29年9月29日付け総行第214号・国土入企第23号）を踏まえ、適切にダンピング対策を実施すること。

（参考資料）

- 1) 「公共工事の円滑な施工確保について」（令和2年1月国土交通省）
- 2) 「営繕工事において入札参加者に見積の提出を求め活用する方式「見積活用方式」の試行について」（平成26年2月国土交通省）

(3) 設計変更等の適切な実施について

設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。さらに、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に行うこと。

特に、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に係る設計変更等については、「公共工事の迅速かつ円滑な施工確保について」（平成25年3月8日付け総行第43号・国土入企第34号）において通知した「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」（平成25年2月6日付け国技建第7号）を参考に、適切な運用に努めること。

また、契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備え、いわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第25条）を適切に設定するとともに、受注者からの申請に応じて適切な対応を図ること。また、その旨建設業者に周知徹底すること。

2. 適正な工期設定について

工期の設定に当たっては、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日などの作業不能日数等を考慮し、適正な工期の設定に努めること。

なお、週休2日の確保等を考慮した工期設定を行った場合には、当該工期設定に伴い必要となる労務費や共通仮設費、現場管理費などを請負代金に適切に反映すること。

3. 技術者・技能者等の効率的活用について

(1) 地域の実情等に応じた適切な規模での発注について

工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、技術者等を有効活用するため、複数の工区をまとめて発注するなど、地域の実情等に応じて適切な規模での発注を行うこと。その際、施工箇所が点在する工事の間接費の積算については、「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について」を参考に、適切に行うこと。

なお、復旧・復興事業による工事量の増大が見込まれる被災地域等においては、当該地域における建設業者数や技術者数等を踏まえ、適切な規模での発注が行われるよう特に配慮するとともに、状況に応じた適切な地域要件の設定等、必要な対策を機動的に講じること。

(2) 技術者の専任等に係る取扱いについて

監理技術者等の専任に係る取扱い、現場代理人の常駐義務緩和に関する運用及び監理技術者等の専任を要しない期間の設定等については、「監理技術者制度運用マニュアルの改正について」（平成28年12月19日付け国土建第349号）における趣旨を踏まえ、また「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」（平成30年12月3日付け国土建第309号）も参考に、適切に対応すること。

4. 施工時期等の平準化について

施工時期の平準化は円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量が安定することで公共工事に従事する者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。このため、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」（平成28年2月17日付け総行第41号・国土入企第17号）において通知した内容を踏まえ、計画的に発注を行うとともに、他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、「余裕期間制度の活用について」（平成28年6月24日付け事務連絡）を参考とした余裕期間制度の活用などによる柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの必要な措置を講ずることにより、財政部局と発注部局の緊密な連携の下、施工時期の平準化を図ること。

5. 災害復旧事業における入札契約手続の迅速化等について

災害復旧事業については、手続きの透明性・公正性等にも配慮しつつ、相当数の事業に係る入札及び契約を短期集中的に行う必要があることから、平成29年7月に国土交通省において策定された「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」も参考として、応急復旧事業や緊急度が極めて高い本復旧事業について、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）を、それ以外の復旧事業について指名競争入札方式を活用する等により、可能な限り手続に要する期間の短縮に努めること。

また、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等の適切な企業評価などにより、地域の建設業者の受注機会の確保に配慮するとともに、入札公告等の準備行為の前倒しや総合評価落札方式における提出資料の簡素化、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注、総合評価落札方式における技術審査・評価業務の効率化、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約（いわゆる不落随契）の活用等により、事務の改善及び効率化に努めること。

6. 地域の建設業者の受注機会の確保について

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく「令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和元年9月10日閣議決定）を踏まえ、地域の中小建設業者の活用により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等の適切な企業評価に努めるなど、引き続き中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。

7. 建設業者の資金調達の円滑化のための取組について

建設企業が応急復旧工事等を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要であることから、未導入の団体については早急にその導入を図るとともに、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うなど、前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用にも努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

8. 就労環境の改善について

1月30日に成立した令和元年度補正予算による経済効果の早期発現のためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて建設労働者に至るまで適切に支払が行われることが重要である。そのため、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成31年2月22日付け国土入企第55号）を踏まえ、適切な価格での契約に努めるとともに、「建設業における社会保険等未加入対策について」（平成28年6月16日付け総行行第123号・国土入企第6号）及び「公共工事における社会保険等未加入対策について」（平成29年2月28日付け国土入企第26号）を踏まえ、社会保険等未加入業者の排除等に取り組むことにより技能労働者等への適切な水準の賃金の支払等を促進すること。また、前払金・中間前払金の活用、適正な工期の設定や柔軟な設計変更などにより建設労働者の就労環境の改善に努めること。

9. 公共工事に関する調査及び設計の円滑な実施について

災害時をはじめとして、公共工事の円滑な施工確保のためには、公共工事に関する測量、地質その他の調査及び設計の円滑な実施が重要な役割を果たすものであることから、調査及び設計の発注に当たっては、公共工事と同様に、適正な予定価格の設定、ダンピング対策の強化、設計変更等の適切な実施、適正な履行期間の設定、実施時期の平準化、災害復旧事業における入札契約手続の迅速化、地域の業者の受注機会の確保、資金調達の円滑化のための取組、技術者等の就労環境の改善等に努めること。

出典）「(通達) 公共工事の円滑な施工確保について」（令和2年1月国土交通省）

【指針本文】

(公正性・透明性の確保、不正行為の排除)

公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、公正な契約を締結する。

入札及び契約に係る情報については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）（以下「入契法」という。）第2章及び第17条第1項による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）に基づき、**適切に公表**することとし、競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ入札説明書等により技術提案の評価の方法等を明らかにするとともに、早期に**評価の結果を公表**する。

また、**入札監視委員会等の第三者機関の活用**等により、学識経験者等の第三者の意見の趣旨に沿って、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めることとし、第三者機関の活用等に当たっては、各発注者が連携し、都道府県等の単位で学識経験者の意見を聴く場を設けるなど、運用面の工夫に努める。

入札及び契約の過程に関する苦情は、各発注者が受け付けて適切に説明を行うとともに、さらに不服のある場合の処理のため、入札監視委員会等の第三者機関の活用等により**中立かつ公正に苦情処理を行う仕組み**を整備するよう努める。

談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為については、当該**不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施**すること、談合があった場合における請負者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約すること（違約金特約条項）等により談合の結果として被った損害額の賠償の請求や建設業許可行政庁等への通知により、発注者の姿勢を明確にし、再発防止を図る。

また、入札及び契約に関し、**私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律**（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項の規定に違反していると疑うに足りる**事実**があるときは、入契法第10条の規定に基づき、当該事実を公正取引委員会に通知するとともに、必要に応じて入札金額の内訳書の確認や、入札参加者から事情聴取を行い、その結果を通知する。なお、その実施に当たっては、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意する。

【解説】

○ **公共工事標準請負契約約款** ¹⁾

建設工事請負契約は、当事者の意思の合致によるというものの、多くが意思表示の不明確さ不完全さをもつとともに、その解釈規範としての民法の請負契約の規定も不十分である。このため、建設工事にかかわる紛争が生じやすいだけでなく、請負契約を締結する当事者間の力関係が一方的であることにより契約条件が一方にだけ有利に定められ易く、いわゆる請負契約の片務性の問題を生じ、建設業の健全な発展と建設工事の施工の適正化を妨げるおそれもある。このため、建設業法は、法律自体に請負契約の適正化のための規定（法第3章）をおくとともに、それに加えて、中央建設業審議会（中建審）が当事者間の具体的な権利義務の内容を定める標準請負契約約款を作成し、その実施を当事者に勧告する（法第34条第2項）こととしている。

○ **入札及び契約に係る情報について適切に公表** ^{1) 2)}

入札及び契約に係る情報については、適正化指針に以下のとおり定められている。

【入札及び契約に係る情報】

第2 1 主として入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性の確保に関する事項

(1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかにする上で不可欠であることから、入札及び契約に係る情報については、公表することを基本とし、法第2章に定めるもののほか、次に掲げるものに該当するものがある場合（ロに掲げるものにあつては、事後の契約において予定価格を類推させるおそれがないと認められる場合又は各省各庁の長等の事務若しくは事業に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限る。）においては、それについて公表することとする。この場合、各省各庁の長等において、法第2章に定める情報の公表に準じた方法で行うものとする。なお、公表の時期については、令第4条第2項及び第7条第2項において個別の入札及び契約に関する事項は、契約を締結した後に遅滞なく公表することを原則としつつ、令第4条第2項ただし書及び第7条第2項ただし書に掲げるものにあつては契約締結前の公表を妨げないとしていることを踏まえ、適切に行うこととする。

イ 競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点並びに工事成績その他の各発注者による評点並びにこれらの合計点数並びに当該合計点数に応じた競争参加者の順位並びに各発注者が等級区分を定めた場合における区分の基準

ロ 予定価格及びその積算内訳

ハ 低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格

ニ 低入札価格調査の要領及び結果の概要

ホ 公募型指名競争入札を行った場合における当該競争に参加しようとした者の商号又は名称並びに当該競争入札で指名されなかった者の商号又は名称及びその者を指名しなかった理由

ヘ 入札及び契約の過程並びに契約の内容について意見の具申等を行う第三者からなる機関に係る任務、委員構成、運営方法その他の当該機関の設置及び運営に関すること並びに当該機関において行った審議に係る議事の概要

ト 入札及び契約に関する苦情の申出の窓口及び申し出られた苦情の処理手続その他の苦情処理の方策に関すること並びに苦情を申し出た者の名称、苦情の内容及びその処理の結果

チ 指名停止（一般競争入札において一定期間入札参加を認めない措置を含む。以下同じ。）を受けた者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由

リ 工事の監督・検査に関する基準

ヌ 工事の技術検査に関する要領

ル 工事の成績の評定要領

ヲ 談合情報を得た場合等の取扱要領

ヾ 施工体制の把握のための要領

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(令和元年10月閣議決定)

(参考法令等)

i) 適正化指針 第2 1 (1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表に関すること

(参考資料)

1) 「公共工事標準請負契約約款」(昭和25年2月(最終令和元年12月)中央建設業審議会)

2) 「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」

(平成13年3月(最終平成31年3月)国土交通省)

国土交通省では、閲覧、インターネット等により、入札及び契約に係る情報の公表を行っているところであり、その内容は以下のとおりである。（その他、有資格業者名簿や通達等の通則的事項も公表している。）

【国土交通省における入札及び契約の情報の公表項目】

公表項目	一般競争	指名競争	随意契約
一般競争参加資格	○	—	—
資格確認申請書提出者名	○	—	—
資格がないと認めた者・理由	○	—	—
入札予定年月日・等級区分	—	○	—
指名業者名及び指名業者の選定過程	—	○	—
随契理由	—	—	○
予定価格	○	○	○
予定価格の積算内訳	○	○	○
調査基準価格(低入札)	○	○	—
低入札調査結果の概要等	○	○	—
入札者名	○	○	—
入札金額	○	○	—
落札者名	○	○	—
落札金額	○	○	—
総合評価実施理由	○	○	—
落札基準	○	○	—
落札理由	○	○	—
苦情処理申立書面	○	○	○
回答書面	○	○	○
契約の内容(相手方の商号・住所・工事の名称・場所・種別・概要・工期・契約金額)	○	○	○
契約変更の内容・変更理由	○	○	○
工事成績評定点通知書(説明申立・回答書面も含む)	○	○	○

出典) 国土交通所作成資料

○ 評価の結果を公表 1)

また、競争参加者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめ入札説明書等により評価基準等の技術提案の評価の方法等を明らかにしている。また、契約締結後、競争参加者の知的財産の保護に留意した上で、早期に各業者の技術評価点等の評価の結果を評価項目ごとに公表している。

【評価結果の公表方法】

(1) 手続開始時

総合評価落札方式の適用工事では、入札説明書等において以下の事項を明記する。

- ① 総合評価落札方式の適用の旨
- ② 競争参加資格（段階選抜方式を試行的に実施する場合は、指名されるために必要な要件（入札参加者に要求される資格、入札参加者を選定するための基準））
- ③ 入札の評価に関する基準
 - ・ 評価項目
 - ・ 評価基準
 - ・ 得点配分
 - 評価項目ごとの評価基準
 - 評価項目ごとの最低限の要求要件及び上限値
- ④ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(2)落札者決定後

総合評価落札方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- ①業者名 ②各業者の入札価格 ③各業者の価格評価点（加算方式の場合）
- ④各業者の技術評価点 ⑤各業者の評価値 ⑥技術提案の改善過程（技術提案評価型の場合）

段階選抜方式を適用した工事の一次審査の結果については、公平性の確保及び競争参加者の技術力向上の観点から、落札決定後に技術力評価結果として公表するものとする。

表 落札結果の公表イメージ

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">予定価格 (消費税抜き)</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">300,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">調査基準価格 (消費税抜き)</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">258,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">基準評価値 (×1,000,000)</td> <td style="text-align: right; padding: 2px;">0.33333</td> </tr> </table>	予定価格 (消費税抜き)	300,000,000円	調査基準価格 (消費税抜き)	258,000,000円	基準評価値 (×1,000,000)	0.33333																																																													
予定価格 (消費税抜き)	300,000,000円																																																																		
調査基準価格 (消費税抜き)	258,000,000円																																																																		
基準評価値 (×1,000,000)	0.33333																																																																		
<p>入札調書（総合評価落札方式）</p> <p>1. 件名 ○○○○工事 執行員</p> <p>2. 所属事務所 ○○○○工事事務所 立会員</p> <p>3. 入札日時 平成○○年○月○○日 ○○時○○分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">業者名</th> <th style="width: 10%;">第1回 入札価格 (千円)</th> <th style="width: 10%;">加算点 + 施工体制評価点</th> <th style="width: 10%;">標準点 + 加算点 + 施工体制評価点</th> <th style="width: 10%;">評価値 × 1,000,000</th> <th style="width: 10%;">評価値 ≥基準 評価値</th> <th style="width: 10%;">第2回 入札価格 (千円)</th> <th style="width: 10%;">評価値 × 1,000,000</th> <th style="width: 10%;">評価値 ≥基準 評価値</th> <th style="width: 5%;">備考</th> <th style="width: 10%;">摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A社</td> <td>320,000</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>予定価格超過</td> </tr> <tr> <td>B社</td> <td>312,000</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>予定価格超過</td> </tr> <tr> <td>E社</td> <td>293,000</td> <td>85.000</td> <td>185.000</td> <td>0.63139</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>落札</td> </tr> <tr> <td>G社</td> <td>345,000</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>予定価格超過</td> </tr> <tr> <td>I社</td> <td>280,000</td> <td>63.500</td> <td>163.500</td> <td>0.58392</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">上記金額は入札者が見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額である。</p>		業者名	第1回 入札価格 (千円)	加算点 + 施工体制評価点	標準点 + 加算点 + 施工体制評価点	評価値 × 1,000,000	評価値 ≥基準 評価値	第2回 入札価格 (千円)	評価値 × 1,000,000	評価値 ≥基準 評価値	備考	摘要	A社	320,000	-	-	-						予定価格超過	B社	312,000	-	-	-						予定価格超過	E社	293,000	85.000	185.000	0.63139	○					落札	G社	345,000	-	-	-						予定価格超過	I社	280,000	63.500	163.500	0.58392	○					
業者名	第1回 入札価格 (千円)	加算点 + 施工体制評価点	標準点 + 加算点 + 施工体制評価点	評価値 × 1,000,000	評価値 ≥基準 評価値	第2回 入札価格 (千円)	評価値 × 1,000,000	評価値 ≥基準 評価値	備考	摘要																																																									
A社	320,000	-	-	-						予定価格超過																																																									
B社	312,000	-	-	-						予定価格超過																																																									
E社	293,000	85.000	185.000	0.63139	○					落札																																																									
G社	345,000	-	-	-						予定価格超過																																																									
I社	280,000	63.500	163.500	0.58392	○																																																														

出典)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成25年3月(最終平成28年4月)国土交通省)

(参考資料)

- 1)「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(平成25年3月(最終平成28年4月)国土交通省)

○ 入札監視委員会等の第三者機関の活用等 ^{1) 2)}

国土交通省では、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、各地方整備局毎に学識経験者等の第三者を構成メンバーとする入札監視委員会を設置し、第三者の意見を適切に反映することとしている。

なお、入札監視委員会では、以下に掲げる事務を行うこととしている。

【入札監視委員会の事務】

委員会は、地方整備局長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 地方整備局が発注した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- 二 地方整備局が発注した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等のうち委員会が抽出したのものに関し、次に掲げる事項についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
 - イ 一般競争入札方式参加資格の設定の理由及び経緯
 - ロ 指名競争入札方式に係る指名の理由及び経緯
 - ハ 公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式、標準プロポーザル方式、企画競争方式及び参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式に係る応募要件等の設定の理由及び経緯
- ニ 契約方式の選択
- 三 次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。
 - イ 入札・契約手続（政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものに係るものを除く。）
 - ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起
- 四 その他地方整備局長が審議を要すると認める事項

出典)「入札監視委員会の設置及び運営について」(平成13年3月(最終平成22年3月)国土交通省)

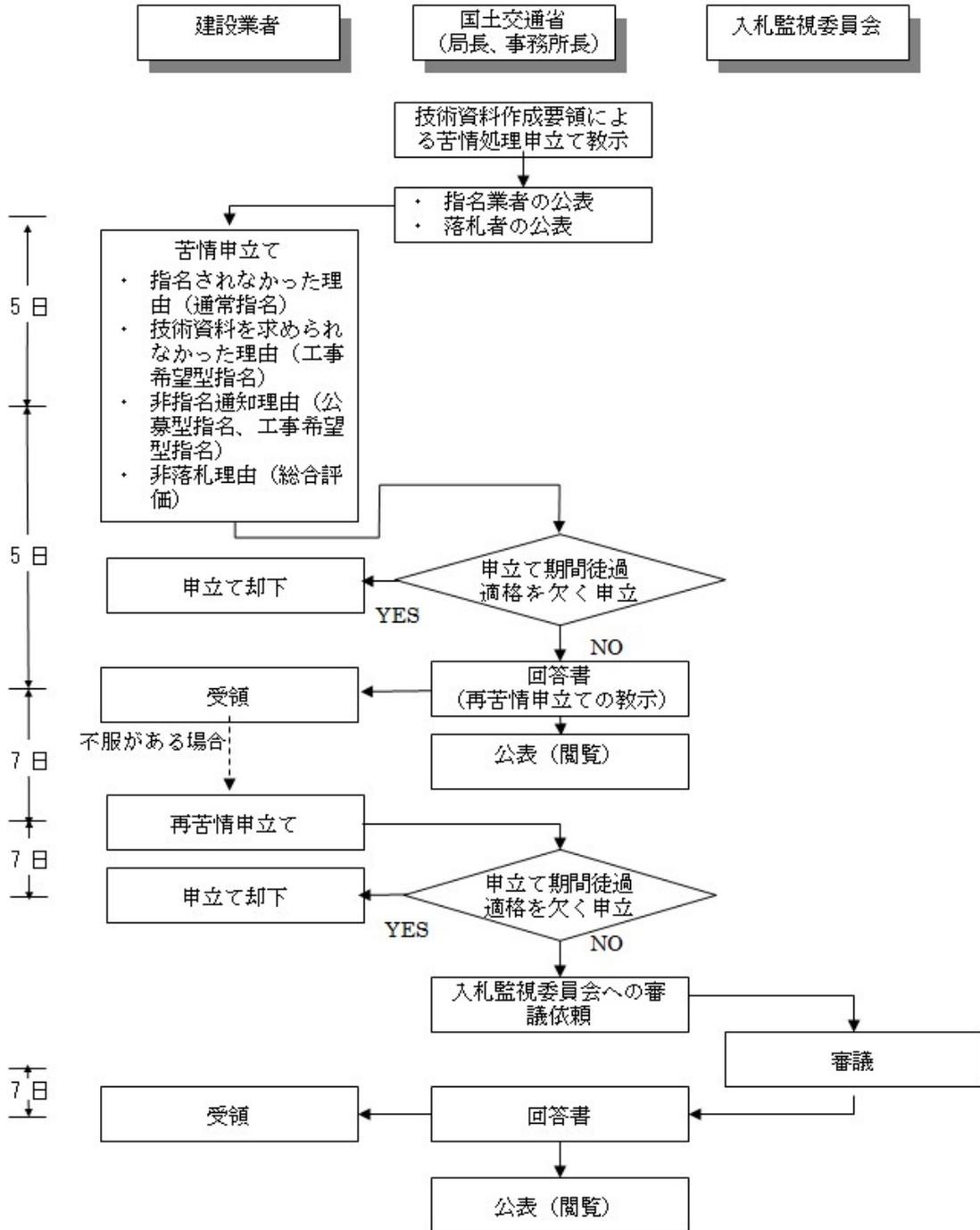
また、地方公共団体における第三者機関の運営に関することについては、国土交通省において、「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアル」を作成している。

○ 中立かつ公正に苦情処理を行う仕組み ^{3) 4)}

入札及び契約に関し、透明性を高めるとともに公正な競争を確保するため、発注者は入札及び契約の過程についての苦情に対し適切に説明するとともに、さらに不服がある場合の受理や中立・公正な処理の仕組みについて整備する必要がある(国土交通省では、入札監視委員会を活用)。

なお、同様の観点から、入札図書等に対する質問等参加希望者からの問い合わせについても、適切に対応する必要がある。

【国土交通省における苦情処理手続】



出典)「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」
(平成 17 年 9 月 (最終平成 25 年 3 月) 国土交通省)

(参考資料)

- 1) 「入札監視委員会の設置及び運営について」(平成 13 年 3 月 (最終平成 22 年 3 月) 国土交通省)
- 2) 「地方公共団体における入札監視委員会等第三者機関の運営マニュアル」(平成 19 年 3 月 国土交通省)
- 3) 「工事等における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続について」
(平成 13 年 3 月 (最終平成 18 年 10 月) 国土交通省)
- 4) 「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」
(平成 17 年 9 月 (最終平成 25 年 3 月) 国土交通省)

○ 不正行為を行った者に対し指名停止等の措置を厳正に実施 1) 2) 1) 2)

公共工事の適正な執行を確保するとともに、不正行為に対する発注者の毅然とした姿勢を明確にし再発防止を図る観点から、談合や贈収賄、一括下請負といった不正行為について指名停止等の措置を厳正に実施していく必要がある。

国土交通省では、指名停止等の措置の実施に当たり、恣意性を排除し客観的な実施を担保するため、あらかじめ、指名停止基準を策定している。

【指名停止基準】

地方整備局の長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

別表第2（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）	4ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）	3ヵ月以上9ヵ月以内
ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	2ヵ月以上6ヵ月以内
・	・
・	・

出典)「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月(最終平成27年3月)国土交通省)

入札談合によって損害を被った場合、事業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第25条や民法(明治29年法律第89号)第709条等の規定に基づき、損害賠償請求を行うほか、契約書に入札談合を行った場合における違約金条項を設定する等、様々な手段によって入札談合の再発防止に努めることとされている。

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反する行為の疑い 3) 4)

国土交通省では、談合情報を得た場合等の独占禁止法違反行為があると疑うに足る事実があるときの取扱いについてあらかじめ要領を策定し、職員に周知徹底するとともに、これを公表している。要領においては、内部での連絡・報告手順、公正取引委員会への通知の手順並びに通知の事実及びその内容の開示のあり方、事実関係が確認された場合の入札手続の取扱い(談合情報対応マニュアル)等について、公正取引委員会が行う審査の妨げとならないよう留意の上、定めている。

【地方整備局における公正入札調査委員会の設置】

○構成

公正入札調査委員会（以下「委員会」）は、総務部長を長とし、契約管理官、技術開発調整官、契約課長、技術管理課長及び入札談合に関する情報等に係る建設工事等を所掌する課の長をもって構成する。

【談合情報対応マニュアル】

○入札談合に関する情報の把握

- ・職員は、入札談合に関する情報に接したときは可能な限り当該情報の把握に努めるものとする。
- ・入札談合に関する情報に接した職員は、直ちに当該情報があった旨を局長等へ報告するとともに、委員会の事務局へ報告するものとする。
- ・事務局は、職員から入札談合に関する情報に係る報告を受けたときは、速やかに委員会を招集し、当該情報に係る報告を行うものとする。

○公正取引委員会及び警察庁への通報

・通報の時期

⇒委員会が事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定した入札談合に関する情報については、当該決定を行ったときのほか、追加の談合情報があった場合や、入札手続等の取扱いに係る結論を得たときなど、手続の各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会及び警察庁へ通報するものとする。

・通報の方法

⇒公正取引委員会及び警察庁への通報に際しては、原則として、担当官へ直接に説明する方法によるものとする。

⇒公正取引委員会への通報は、公正取引委員会の窓口に対し、委員会が行うものとする。

⇒警察庁への通報は、大臣官房地方課が行うものとする。

○事情聴取の実施方法

・事情聴取の実施者

⇒事情聴取は、本官契約においては委員会の複数の委員が実施するものとし、分任官契約においては副所長、経理課長等の複数の職員が実施するものとする。

⇒事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するとともに、情報管理を徹底するものとする。

（参考法令等）

i) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第 25 条

ii) 「民法」第 709 条（不法行為による損害賠償）

（参考資料）

1) 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月（最終平成 27 年 3 月）国土交通省）

2) 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（昭和 59 年 3 月（最終平成 27 年 3 月）中央公共工事契約制度運用連絡協議会）

3) 「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」
（令和元年 10 月公正取引委員会事務局）

4) 「談合情報対応マニュアル等の改正について」（平成 22 年 9 月（最終平成 27 年 3 月）国土交通省）

・ 事情聴取の対象者

⇒事情聴取は、辞退者を含む入札参加者全員に対して行うものとする。

⇒辞退者を含む入札参加者への事情聴取は、原則として、契約を締結する権限を有する者を相手に実施するものとする。

・ 事情聴取の実施時期

⇒事情聴取は、事情聴取等の調査を要すると決定した旨を公正取引委員会及び警察庁へ通報した後に実施するものとする。

出典)「談合情報対応マニュアル等の改正について」(平成 22 年 9 月 (最終平成 27 年 3 月) 国土交通省)

